

現 計 画 (変更前)		
伝達内容	避難情報発令者、危険予想地域(町丁目名、施設名等) 避難準備すべき理由(避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等)、避難先(安全な方向及び避難所等の名称) 避難に際しての携行品、避難方法等	避難情報発令者、危険予想地域(町丁目名、施設名等) 避難すべき理由(避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等)、避難先(安全な方向及び避難所等の名称) 避難に際しての携行品、避難方法等
伝達方法	広報車による伝達、ラジオ・テレビ放送、安心メール(ひょうご防災ネット)、市ホームページ等	広報車による伝達、ラジオ・テレビ放送、安心メール(ひょうご防災ネット)、市ホームページ等、ただし、必要に応じて個別に口頭伝達を行う。

新 計 画 案 (変更後)		
伝達内容	避難情報発令者、危険予想地域(町丁目名、施設名等) 避難準備すべき理由(避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等)、避難先(安全な方向及び避難所等の名称) 避難に際しての携行品、避難方法等	避難情報発令者、危険予想地域(町丁目名、施設名等) 避難すべき理由(避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等)、避難先(安全な方向及び避難所等の名称) 避難に際しての携行品、避難方法等
伝達方法	広報車による伝達、ラジオ・テレビ放送、安心メール(ひょうご防災ネット)、各種 SNS、市ホームページ等	広報車による伝達、ラジオ・テレビ放送、安心メール(ひょうご防災ネット)、各種 SNS、市ホームページ等、ただし、必要に応じて個別に口頭伝達を行う。

第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル

6 災害時における住宅対策

(2) 被災建物の補修・解体

業務実施時期：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別措置が適用されたとき

3	被災都市整備部は、解体・撤去の申込みを受付ける	3-1 <input type="checkbox"/>	住宅対策班	被災者総合支援センター・地区復興委員会等に住宅の解体・除去に関する申込受付体制を確立する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	住宅対策班	被災者総合支援センター・地区復興委員会等に住宅の解体・除去に関する申込等の受付窓口を開設する	
		3-3 <input type="checkbox"/>	住宅対策班	住宅の解体・除去の窓口開設に関する広報を災対企画経営部に依頼する	
		3-4 <input type="checkbox"/>	住宅対策班	住宅の解体・除去の申込受けや相談・苦情等の受け付けを実施する	
		3-5 <input type="checkbox"/>	住宅対策班	災対企画経営部の協力を得て、資格確認調査等を実施する	
		3-6 <input type="checkbox"/>	住宅対策班	住宅の解体・除去の需要をとりまとめ、災対環境部と調整を図りながら、解体作業実施計画を作成する	

業務実施時期：公費による解体・撤去の実施が決定したとき

4	災対都市整備部は、解体・撤去を実施する	4-1 <input type="checkbox"/>	住宅対策班	住居障害物の除去に関する廃棄物の処理方針(アスベストその他有害物質の安全管理)について、災対環境部と調整する	
		4-2 <input type="checkbox"/>	住宅対策班	解体・撤去に関する委託業務を発注する	
		4-3 <input type="checkbox"/>	住宅対策班	解体・撤去に関する委託業務の請負契約を締結する	
		4-4 <input type="checkbox"/>	住宅対策班	解体・撤去に関する委託業務の監理を実施する	
		4-5 <input type="checkbox"/>	住宅対策班	解体・撤去の実施結果をとりまと	

第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル

6 災害時における住宅対策

(2) 被災建物の補修・解体

業務実施時期：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別措置が適用されたとき

3	災対環境部、災対都市整備部は、解体・撤去の申込みを受付ける	3-1 <input type="checkbox"/>	清掃班 住宅対策班	被災者総合支援センター・地区復興委員会等に住宅の解体・除去に関する申込受付体制を確立する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	清掃班 住宅対策班	被災者総合支援センター・地区復興委員会等に住宅の解体・除去に関する申込等の受付窓口を開設する	
		3-3 <input type="checkbox"/>	清掃班 住宅対策班	住宅の解体・除去の窓口開設に関する広報を災対企画経営部に依頼する	
		3-4 <input type="checkbox"/>	清掃班 住宅対策班	住宅の解体・除去の申込受けや相談・苦情等の受け付けを実施する	
		3-5 <input type="checkbox"/>	清掃班 住宅対策班	災対企画経営部の協力を得て、資格確認調査等を実施する	
		3-6 <input type="checkbox"/>	清掃班 住宅対策班	住宅の解体・除去の需要をとりまとめ、災対環境部と調整を図りながら、解体作業実施計画を作成する	

業務実施時期：公費による解体・撤去の実施が決定したとき

4	災対環境部は、解体・撤去を実施する	4-1 <input type="checkbox"/>	清掃班	住居障害物の除去に関する廃棄物の処理方針(アスベストその他有害物質の安全管理)に基づいて、実施する。	
		4-2 <input type="checkbox"/>	清掃班	解体・撤去に関する委託業務を発注する	
		4-3 <input type="checkbox"/>	清掃班	解体・撤去に関する委託業務の請負契約を締結する	
		4-4 <input type="checkbox"/>	清掃班	解体・撤去に関する委託業務の監理を実施する	

現 計 画 (変更前)			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	め、災対本部及び県に報告する	

第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル

4 生活救援等対策

(2) 食料の供給

■その他市が行う対策等

※3 国・県への支援要請

主食・副食等について、物資が不足する場合には、県に調達を要請し、県は、協定を締結した業者からの斡旋、もしくは、災害救助法が発動されている場合には**政府所有米穀の売却等**の要請等を行う。なお、県との間に連絡がつかない場合には、農林水産省に**所有の売却**を要請し要請後は県へ速やかにその旨を報告する。

(4) 災害応急資金融資その他生活再建促進のための措置

※1 被災者総合支援センター

事項	留意事項その他
設置場所	高齢者や障害(がい)者の便宜を考慮し本庁舎内とする
開設・調整業務	災対企画経営部職員が担当する。
相談業務	各部職員を派遣し要員とする。主な分掌事務は次のとおり。
災対企画経営部	要搜索者名簿の閲覧、罹災証明書の発行、税の減免、解体申請に伴う土地・家屋課税台帳に基づく確認
災対市民交流部	国民年金、国民健康保険、法律相談、その他分掌の明らかでない事項に関する相談
災対総務部	女性の災害相談、同和対策、救助物資全般
災対都市安全部	道路・河川、急傾斜地等対策、北部地域の水路、交通安全対策
災対都市整備部	建物危険度判定、宅地危険度判定、建築指導事務、仮設住宅等住宅救援対策
災対福祉部	福祉全般、医療・健康、義援金の支給・配分計画
災対環境部	遺体の埋葬許可、環境衛生、環境保全、災害による廃棄物の収集・処理
災対産業文化部	災害復興に係る都市計画、外国人の救援救護、職業のあっせん、農林業・商工業相談全般
災対教育部	教育相談、文化財
災対上下水道部	水道、下水道、南部市街地の水路
災対消防部	火災り災証明及び救急搬送証明の相談
カウンセリング	災対企画経営部職員若しくは専門ボランティアの協力を得て行う
※ 可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請	

(参考) 宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱

宝塚市災害対策本部設置要綱

(本部の設置及び廃止)

第2条 本部は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第23条の規定により、市の地

新 計 画 案 (変更後)			
<input type="checkbox"/>	4-5 <input type="checkbox"/>	清掃班	解体・撤去の実施結果をとりまとめ、災対本部及び県に報告する

第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアル

4 生活救援等対策

(2) 食料の供給

■その他市が行う対策等

※3 国・県への支援要請

主食・副食等について、物資が不足する場合には、県に調達を要請し、県は、協定を締結した業者からの斡旋、もしくは、災害救助法が発動されている場合には**災害救助用米穀の引渡し**の要請等を行う。なお、県との間に連絡がつかない場合には、農林水産省に**災害救助用米穀の引渡し**を要請し要請後は県へ速やかにその旨を報告する。

(4) 災害応急資金融資その他生活再建促進のための措置

※1 被災者総合支援センター

事項	留意事項その他
設置場所	高齢者や障害(がい)者の便宜を考慮し本庁舎内とする
開設・調整業務	災対企画経営部職員が担当する。
相談業務	各部職員を派遣し要員とする。主な分掌事務は次のとおり。
災対企画経営部	要搜索者名簿の閲覧、罹災証明書の発行、税の減免、解体申請に伴う土地・家屋課税台帳に基づく確認
災対市民交流部	国民年金、国民健康保険、法律相談、その他分掌の明らかでない事項に関する相談
災対総務部	災害時の人権相談、救助物資全般
災対都市安全部	道路・河川、急傾斜地等対策、北部地域の水路、交通安全対策
災対都市整備部	建物危険度判定、宅地危険度判定、建築指導事務、仮設住宅等住宅救援対策
災対福祉部	福祉全般、医療・健康、義援金の支給・配分計画
災対環境部	遺体の埋葬許可、環境衛生、環境保全、災害による廃棄物の収集・処理
災対産業文化部	災害復興に係る都市計画、外国人の救援救護、職業のあっせん、農林業・商工業相談全般
災対教育部	教育相談、文化財
災対上下水道部	水道、下水道、南部市街地の水路
災対消防部	火災り災証明及び救急搬送証明の相談
カウンセリング	災対企画経営部職員若しくは専門ボランティアの協力を得て行う
※ 可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請	

(参考) 宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱

宝塚市災害対策本部設置要綱

(本部の設置及び廃止)

第2条 本部は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第23条の規定により、市の地

現 計 画 (変更前)		
域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次に掲げる基準に従い市長が設置する。 (1)～(4)略 (5) <u>南海トラフ地震臨時情報を受けた時。</u>		
(配備体制) 第6条 本部員は、本部長の命令に基づき、次の表に定める配備体制をとらなければならない。ただし、本部長の命令がない場合であっても、その状況に応じてその配備体制をとることができる。その場合は、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。		
区分	配 備 理 由	配 備 体 制
待 機 配 備 体 制 (待 機 指 令)	1 大雨、洪水、強風、その他の注意報が発表され、今後気象警報発表等への進展が予測される時 2 市域が、今後台風の影響下となること 3 その他、水防及び災害対策の実施に備え気象状況等の変化に注意を必要とする時	○気象状況等により、警戒配備体制に移行したときに直ちに招集できるよう災害警戒本部員は自宅待機 ○災害対策本部の本部班及び本部班の補助職員の一部職員の自宅待機
連絡員 待機	1 大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、今後の気象状況に警戒を要するとき 2 気象情報等から、今後状況の推移によっては災害警戒本部の設置が必要と認められたとき	○本部班の一部職員を情報収集・伝達等のため招集 ○その他の災害警戒本部員、本部班の補助職員の一部は自宅待機
警 戒 配 備 体 制 (警 戒 指 令)	1 大雨、洪水、暴風その他の気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡視等による警戒を必要とする時 (台風の接近、又は予報値が時間雨量20mm若しくは連続雨量100mmを超えるとき等をめやすとする) 2 武庫川の水位が「水防団待機水位(通報水位)」に達し、今後「氾濫注意水位(警戒水位)」まで上昇が見込まれる時 3 県において水防指令が発令されたとき(状況に応じ防災指令1～3号を発令(第1号～第3号配備体制)する※)	○災害警戒本部(第1警戒体制)の設置 ○第1警戒体制関係本部員の招集 ○本部班及び本部班の補助職員の一部の招集 ○その他の第2警戒体制関係本部員は自宅待機
第2警戒 体制	1 <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)を受けたとき。</u> 2 市域に震度4の地震が発生したとき。 (以上自動発令)	○災害警戒本部(第2警戒体制)の設置 ○全警戒本部員の招集 ○本部班及び本部班の補助職員の一部の招集

新 計 画 案 (変更後)		
域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次に掲げる基準に従い市長が設置する。 (1)～(4)略 (5) <u>市域に震度4以上の地震が発生し、かつ、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合で、市長が応急対策を講ずるため本部設置の必要があると認めたととき。</u>		
(配備体制) 第6条 本部員は、本部長の命令に基づき、次の表に定める配備体制をとらなければならない。ただし、本部長の命令がない場合であっても、その状況に応じてその配備体制をとることができる。その場合は、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。		
区分	配 備 理 由	配 備 体 制
待 機 配 備 体 制 (待 機 指 令)	1 大雨、洪水、強風、その他の注意報が発表され、今後気象警報発表等への進展が予測される時 2 市域が、今後台風の影響下となること 3 その他、水防及び災害対策の実施に備え気象状況等の変化に注意を必要とする時	○気象状況等により、警戒配備体制に移行したときに直ちに招集できるよう災害警戒本部員は自宅待機 ○災害対策本部の本部班及び本部班の補助職員の一部職員の自宅待機
連絡員 待機	1 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震調査中・注意)を受けたとき</u> 2 大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、今後の気象状況に警戒を要するとき 3 気象情報等から、今後状況の推移によっては災害警戒本部の設置が必要と認められたとき	○本部班の一部職員を情報収集・伝達等のため招集 ○その他の災害警戒本部員、本部班の補助職員の一部は自宅待機
警 戒 配 備 体 制 (警 戒 指 令)	1 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を受けたとき</u> 2 大雨、洪水、暴風その他の気象警報発表等により、水害危険予想箇所及びその他の地域の巡視等による警戒を必要とする時 (台風の接近、又は予報値が時間雨量20mm若しくは連続雨量100mmを超えるとき等をめやすとする) 3 武庫川の水位が「水防団待機水位(通報水位)」に達し、今後「氾濫注意水位(警戒水位)」まで上昇が見込まれる時 4 県において水防指令が発令されたとき(状況に応じ防災指令1～3号を発令(第1号～第3号配備体制)する※)	○災害警戒本部(第1警戒体制)の設置 ○第1警戒体制関係本部員の招集 ○本部班及び本部班の補助職員の一部の招集 ○その他の第2警戒体制関係本部員は自宅待機
第2警戒 体制	1 市域に震度4の地震が発生したとき (以上自動発令) 2 <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合で、応急</u>	○災害警戒本部(第2警戒体制)の設置 ○全警戒本部員の招集 ○本部班及び本部班の補助職員の一部の招集

現 計 画 (変更前)			新 計 画 案 (変更後)				
		3 大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、市域に災害の発生のおそれがあるとき。 4 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき。	○災害対策本部員は自宅待機 ○災害対策本部各班は災害の発生に備えて各班内の体制及び所掌事務の確認			<u>対策を講ずる必要があると認めたとき</u> 3 大雨、洪水、暴風、その他の気象警報発表等により、市域に災害の発生のおそれがあるとき 4 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき	○災害対策本部員は自宅待機 ○災害対策本部各班は災害の発生に備えて各班内の体制及び所掌事務の確認
第1号配備体制 (防災指令1号)	1 <u>市域に震度4の地震が発生し、かつ、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき</u> 2 市域に震度5弱の地震が発生したとき 3 市域に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報が発表されたとき (以上自動発令) 4 市域に局地的災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。 5 水防警報の「待機及び準備」が発せられたとき 6 武庫川の水位が「避難判断水位」に達したとき 7 武庫川の水位が「氾濫注意水位」を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがあるとき ①上流の水位局の水位が急激に上昇しているとき ②武庫川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき 8 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う大型の台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測されるとき 9 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき	○本部指揮所要員の招集配備 ○1号配備対象職員(管理職)の招集 ○本部班及び本部班の補助職員の一部の招集 ○その他の2号配備対象職員(係長職以上)の自宅待機 ○災害対策本部各班は分掌する水防又は災害対策の実施に備えて各班内の体制構築及び所掌事務の実施準備	第1号配備体制 (防災指令1号)	1 <u>市域に震度4の地震が発生し、かつ、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき</u> 2 市域に震度5弱の地震が発生したとき 3 市域に土砂災害警戒情報又は大雨等の特別警報が発表されたとき (以上自動発令) 4 市域に局地的災害が発生したとき、若しくは発生することが予測されるとき。 5 水防警報の「待機及び準備」が発せられたとき 6 武庫川の水位が「避難判断水位」に達したとき 7 武庫川の水位が「氾濫注意水位」を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇の恐れがあるとき ①上流の水位局の水位が急激に上昇しているとき ②武庫川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達するとき 8 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う大型の台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測されるとき 9 災害の発生その他の状況により市長が必要と認めたとき	○本部指揮所要員の招集配備 ○1号配備対象職員(管理職)の招集 ○本部班及び本部班の補助職員の一部の招集 ○その他の2号配備対象職員(係長職以上)の自宅待機 ○災害対策本部各班は分掌する水防又は災害対策の実施に備えて各班内の体制構築及び所掌事務の実施準備		

別表2 (第3条関係)

部門別	部・班名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事務分掌
本部 総務 部門 経営 部	災 対 企 画	秘書班		1 災害視察者及び見舞者の応接に関すること。 2 本部長、副本部長の被災地視察に関すること。 3 本部長、副本部長の秘書に関すること。 4 災害犠牲者の慰霊に関すること。
		班長	秘書課	
	企画庶務班		1 被災者総合支援センターの開設・運営に関すること。	
	班長	企画政策課		

別表2 (第3条関係)

部門別	部・班名			
	部	班	班員となる 平常時課名	事務分掌
本部 総務 部門 経営 部	災 対 企 画	秘書班		1 災害視察者及び見舞者の応接に関すること。 2 本部長、副本部長の被災地視察に関すること。 3 本部長、副本部長の秘書に関すること。 4 災害犠牲者の慰霊に関すること。
		班長	秘書課	
	企画庶務班		1 被災者総合支援センターの開設・運営に関すること。	
	班長	企画政策課		

新旧対照表 資料・様式編※関係機関・団体等の名称、所在地、連絡先、各種統計データの更新、表記方法の変更等については省略

現 計 画 (変更前)		新 計 画 案 (変更後)																					
第1部 地域としての災害危険性 1-1 略 1-2 法規定等に基づく危険区域等指定一覧表 1-2-1~1-2-3 略 1-2-4 宝塚市規制概要一覧		第1部 地域としての災害危険性 1-1 略 1-2 法規定等に基づく危険区域等指定一覧表 1-2-1~1-2-3 略 (削除)																					
<table border="1"> <tr> <td>市 域</td> <td>10,189ha</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>2,605ha</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>7,584ha</td> </tr> <tr> <td>宅地造成工事規制区域指定面積</td> <td>3,259ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(内訳)※()書きは、市全域に対する割合</td> </tr> <tr> <td>第1次指定</td> <td>2,816ha (28%) S37. 6. 6 建設省告示第1292号</td> </tr> <tr> <td>第6次指定</td> <td>443ha (4%) H元.10.25 建設省告示第1811号</td> </tr> </table>		市 域	10,189ha	市街化区域	2,605ha	市街化調整区域	7,584ha	宅地造成工事規制区域指定面積	3,259ha	(内訳)※()書きは、市全域に対する割合		第1次指定	2,816ha (28%) S37. 6. 6 建設省告示第1292号	第6次指定	443ha (4%) H元.10.25 建設省告示第1811号								
市 域	10,189ha																						
市街化区域	2,605ha																						
市街化調整区域	7,584ha																						
宅地造成工事規制区域指定面積	3,259ha																						
(内訳)※()書きは、市全域に対する割合																							
第1次指定	2,816ha (28%) S37. 6. 6 建設省告示第1292号																						
第6次指定	443ha (4%) H元.10.25 建設省告示第1811号																						
1-2-5 宅地造成_工事規制区域 1) (六甲山系) 阪急電鉄今津線軌道敷 2) 宝塚市道 859 号線及び市道 870 号線 3) 神戸市水道 4 号線 4) 宝塚市道 871 号線 5) 宝塚市道 877 号線 6) 県道塩瀬瀬戸荘線 7) 宝塚市と西宮市との境界線 8) 宝塚市と西宮市との境界線 9) 太多田川右岸とアメフリ谷右岸の合流点(西宮市)と岩倉山三角点(標高 488.9 m)との見通し線 10) ナダウラ谷川ナダウラ堰堤水通し天端の中央と岩倉山三角点との見通し線 11) 檜ヶ峯独立標高点(標高 460.6m)とナダウラ谷川ナダウラ堰堤水通し天端の中央との見通し線 12) 宝塚市と西宮市との境界線 13) (長尾山系) 宝塚市と西宮市との境界線 14) 宝塚市と西宮市との境界線 15) 西日本鉄道福知山線軌道敷 16) 阪急電鉄宝塚線軌道敷 17) 阪急電鉄宝塚線軌道敷 18) 県道雲雀丘停車場線 19) 宝塚市と川西市との境界線 20) 宝塚市と川西市との境界線 21) 宝塚市と川西市との境界線 22) 中山三角点と向井山三角点(標高 442.2 m)との見通し線 23) 夫婦岩(宝塚市切畑字長尾山標高 245 m)と中山三角点(標高 478.2 m)の見通し線 24) 夫婦岩(宝塚市切畑字長尾山標高 245 m)と標柱第 2 号(宝塚市川面字長尾山 15 番地)との見通し線 25) 宝塚市と西宮市との境界線 26) 宝塚市と西宮市との境界線		1-2-4 宅地造成等工事規制区域 市域全域が宅地造成等工事規制区域に指定されている(R7年4月1日付兵庫県告示第1140号)																					
<p>上の各号に掲げる地区ごとに、それぞれ当該各号に掲げる線、地物、施設又は工作物で囲まれる土地の区域。ただし、線の起点は前順位の線との最初の交点(最初の線にあっては最後の線との交点)とし、線の終点は次順位の線の起点(最後の線にあっては最初の線の起点)とする。</p>																							
1-2-6 宅地危険箇所一覧表 宅地危険箇所一覧表		1-2-5 宅地危険箇所一覧表 宅地危険箇所一覧表																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th>状 況</th> <th rowspan="2">避難場所</th> </tr> <tr> <th>予想される被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">山本西1丁目</td> <td>石積擁壁(H=5m)に亀裂</td> <td rowspan="2">長尾小学校</td> </tr> <tr> <td>石積崩壊、家屋倒壊</td> </tr> </tbody> </table>		番号	所在地	状 況	避難場所	予想される被害	1	山本西1丁目	石積擁壁(H=5m)に亀裂	長尾小学校	石積崩壊、家屋倒壊	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th>状 況</th> <th rowspan="2">避難場所</th> </tr> <tr> <th>予想される被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">山本西1丁目</td> <td>石積擁壁(H=5m)に亀裂</td> <td rowspan="2">長尾小学校</td> </tr> <tr> <td>石積崩壊、家屋倒壊</td> </tr> </tbody> </table>		番号	所在地	状 況	避難場所	予想される被害	1	山本西1丁目	石積擁壁(H=5m)に亀裂	長尾小学校	石積崩壊、家屋倒壊
番号	所在地			状 況		避難場所																	
		予想される被害																					
1	山本西1丁目	石積擁壁(H=5m)に亀裂	長尾小学校																				
		石積崩壊、家屋倒壊																					
番号	所在地	状 況	避難場所																				
		予想される被害																					
1	山本西1丁目	石積擁壁(H=5m)に亀裂	長尾小学校																				
		石積崩壊、家屋倒壊																					

現 計 画 (変更前)			
2	山本台3丁目	石積擁壁(H=2.5m)に亀裂 石積崩壊、家屋倒壊	山手台中学校
3	長寿ガ丘①	昭和58年9月石積擁壁及び自然崖面が崩壊 崖面崩壊、家屋倒壊	宝塚第一小学校
4	長寿ガ丘②	平成5年7月崖面表層部が崩壊 崖面崩壊、家屋倒壊	宝塚第一小学校
5	千種1丁目	地震による宅地損傷 石積崩壊等	西公民館
6	中筋山手1丁目	地震による宅地損傷 石積崩壊等	長尾小学校
7	花屋敷つつじガ丘	自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊	川西市桜ガ丘小学校
8	花屋敷荘園1丁目	自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊	川西市桜ガ丘小学校
9	平井山荘	石積・コンクリート擁壁(H=3.6m)にはらみ 石積崩壊、家屋倒壊	長尾小学校
10	野上6丁目	石積擁壁に亀裂 石積崩壊、家屋倒壊	西山小学校

新 計 画 案 (変更後)			
削除			
削除			
削除			
2	千種1丁目	地震による宅地損傷 石積崩壊等	西公民館
3	中筋山手1丁目	地震による宅地損傷 石積崩壊等	長尾小学校
4	花屋敷つつじガ丘	自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊	川西市桜ガ丘小学校
5	花屋敷荘園1丁目	自然崖の崩落 崖面崩壊、家屋損壊	川西市桜ガ丘小学校
6	平井山荘	石積・コンクリート擁壁(H=3.6m)にはらみ 石積崩壊、家屋倒壊	長尾小学校
7	野上6丁目	石積擁壁に亀裂 石積崩壊、家屋倒壊	西山小学校

1-2-7 特に警戒を要するため池

1-2-6 特に警戒を要するため池

1-2-8 孤立可能性のある集落一覧

1-2-7 孤立可能性のある集落一覧

地区	集落種別※	集落名※	総戸数※	交通途絶となる要因	避難施設
第7地区	農業集落	上佐曾利	87	地震、風水害に伴う土砂災害による道路構造物の損傷、道路構造物への土砂堆積等	宝塚自然の家 西谷小学校、西谷中学校 武田尾公会堂
第7地区	農業集落	下佐曾利	41		
第7地区	農業集落	長谷	149		
第7地区	農業集落	東部	106		
第7地区	農業集落	中部	141		
第7地区	農業集落	西部	106		
第7地区	農業集落	波豆	55		
第7地区	農業集落	境野	84		
第7地区	農業集落	玉瀬	246		
第7地区	農業集落	切畑	114		

地区	集落種別※	集落名※	総戸数※	交通途絶となる要因	避難施設
第7地区	農業集落	上佐曾利	87	地震、風水害に伴う土砂災害による道路構造物の損傷、道路構造物への土砂堆積等	宝塚自然の家 西谷小学校、西谷中学校 武田尾公会堂
第7地区	農業集落	切畑	114		

※集落種別、集落名及び総戸数については農林業センサスを基にしている。

※集落種別、集落名及び総戸数については農林業センサスを基にしている。

現 計 画 (変更前)	新 計 画 案 (変更後)																																																
<p>1-7 たからづか防災マップ</p> <p>1-7-1 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域（計画規模降雨） 令和5年（2023年）9月版 （画像省略）</p> <p>1-7-2 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨） 令和5年（2023年）9月版 （画像省略）</p> <p>第2部 市民参加による防災まちづくり</p> <p>2-1 宝塚市防災会議条例及び委員名簿</p> <p>2-1-2 宝塚市防災会議運営規則</p> <p>第4条 防災会議は、<u>年度の当初及び</u>防災に関し、会議の必要が生じた時に開くものとする。 <u>（新設）</u></p> <p>（議事の特例） <u>第5条</u>（略）</p> <p>（専決処分等） <u>第6条</u>（略）</p> <p>（異動報告） <u>第7条</u>（略）</p> <p>（専門委員の設置等） <u>第8条</u>（略）</p> <p>2-1-3 宝塚市防災会議委員名簿 （令和6年4月1日現在）</p> <p>1 会 長 宝塚市長 山 崎 晴 恵</p> <p>2 委 員</p> <p>(1) 第3条第5項第1号に基づく委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>委員 職 名</th> <th>氏 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫担当）</td> <td>阿 部 健 治</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長</td> <td>小 竹 利 明</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>神戸地方気象台長</td> <td>吉 野 昌 史</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 第3条第5項第2号に基づく委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>委員 職 名</th> <th>氏 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県阪神北県民局長</td> <td>宮 口 美 範</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 第3条第5項第3号に基づく委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>委員 職 名</th> <th>氏 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県宝塚警察署長</td> <td>石 井 克 央</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table>	委員 職 名	氏 名	備 考	農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫担当）	阿 部 健 治	外部	国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	小 竹 利 明	外部	神戸地方気象台長	吉 野 昌 史	外部	委員 職 名	氏 名	備 考	兵庫県阪神北県民局長	宮 口 美 範	外部	委員 職 名	氏 名	備 考	兵庫県宝塚警察署長	石 井 克 央	外部	<p>1-7 たからづか防災マップ</p> <p>1-7-1 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域（計画規模降雨） 令和6年（2024年）9月版 （画像省略）</p> <p>1-7-2 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨） 令和6年（2024年）9月版 （画像省略）</p> <p>第2部 市民参加による防災まちづくり</p> <p>2-1 宝塚市防災会議条例及び委員名簿</p> <p>2-1-2 宝塚市防災会議運営規則</p> <p>第4条 防災会議は、<u>（意見又は説明の聴取）</u> 防災に関し、会議の必要が生じた時に開くものとする。</p> <p><u>第5条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>（議事の特例） <u>第6条</u>（略）</p> <p>（専決処分等） <u>第7条</u>（略）</p> <p>（異動報告） <u>第8条</u>（略）</p> <p>（専門委員の設置等） <u>第9条</u>（略）</p> <p>2-1-3 宝塚市防災会議委員名簿 （令和7年12月8日現在）</p> <p>1 会 長 宝塚市長 森 臨 太 郎</p> <p>2 委 員</p> <p>(1) 第3条第5項第1号に基づく委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>委員 職 名</th> <th>氏 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫担当）</td> <td>阿 部 健 治</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長</td> <td>野 村 康 裕</td> <td>外部</td> </tr> <tr> <td>神戸地方気象台長</td> <td>森 永 裕 幸</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 第3条第5項第2号に基づく委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>委員 職 名</th> <th>氏 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県阪神北県民局長</td> <td>小 野 山 正</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 第3条第5項第3号に基づく委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>委員 職 名</th> <th>氏 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県宝塚警察署長</td> <td>中 野 恵 介</td> <td>外部</td> </tr> </tbody> </table>	委員 職 名	氏 名	備 考	農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫担当）	阿 部 健 治	外部	国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	野 村 康 裕	外部	神戸地方気象台長	森 永 裕 幸	外部	委員 職 名	氏 名	備 考	兵庫県阪神北県民局長	小 野 山 正	外部	委員 職 名	氏 名	備 考	兵庫県宝塚警察署長	中 野 恵 介	外部
委員 職 名	氏 名	備 考																																															
農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫担当）	阿 部 健 治	外部																																															
国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	小 竹 利 明	外部																																															
神戸地方気象台長	吉 野 昌 史	外部																																															
委員 職 名	氏 名	備 考																																															
兵庫県阪神北県民局長	宮 口 美 範	外部																																															
委員 職 名	氏 名	備 考																																															
兵庫県宝塚警察署長	石 井 克 央	外部																																															
委員 職 名	氏 名	備 考																																															
農林水産省近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫担当）	阿 部 健 治	外部																																															
国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長	野 村 康 裕	外部																																															
神戸地方気象台長	森 永 裕 幸	外部																																															
委員 職 名	氏 名	備 考																																															
兵庫県阪神北県民局長	小 野 山 正	外部																																															
委員 職 名	氏 名	備 考																																															
兵庫県宝塚警察署長	中 野 恵 介	外部																																															

現 計 画 (変更前)

(4) 第3条第5項第4号に基づく委員

委員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市副市長	井 上 輝 俊	内部
宝塚市副市長	藤 島 昇	内部
宝塚市企画経営部長	古 家 健 志	内部
宝塚市財務部長	吉 田 恭 子	内部
宝塚市市民交流部長	総 谷 圭 史	内部
宝塚市総務部長	中 出 勝 也	内部
宝塚市都市安全部長	江 崎 康 治	内部
宝塚市危機管理監	数 田 牧	内部
宝塚市都市整備部長	吉 田 康 彦	内部
宝塚市健康福祉部長	藤 本 宜 則	内部
宝塚市子ども未来部長	西 垣 早 百 合	内部
宝塚市環境部長	加 藤 努	内部
宝塚市産業文化部長	岡 本 直 也	内部

(5) 第3条第5項第5号に基づく委員

委員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市教育長	五十嵐 孝	内部

(6) 第3条第5項第6号に基づく委員

委員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市消防長	高 橋 康 宏	内部
宝塚市消防団長	蔵 本 直 文	外部

(7) 第3条第5項第7号に基づく委員

委員 職 名	氏 名	備 考
西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部災害対策室次長	安 田 誠	外部
大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部 導管計画チーム 導管計画グループ マネジャー	小 森 浩 治	外部
関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長	湯 出 口 幸 久	外部
西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	立 和 名 成 利	外部
阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤 澤 正 輝	外部

(8) 第3条第5項第8号に基づく委員

委員 職 名	氏 名	備 考
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授	馬 場 美 智 子	外部

(9) 第3条第5項第9号に基づく委員

委員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市自治会連合会会長	岡 野 多 穂	外部
一般社団法人宝塚市医師会会長	栗 田 義 博	外部
陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	福 重 貴 之	外部

新 計 画 案 (変更後)

(4) 第3条第5項第4号に基づく委員

委員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市副市長	藤 島 昇	内部
宝塚市副市長	吉 田 康 彦	内部
宝塚市技監	木 田 泰 稔	内部
	削除	
	削除	
	削除	
	削除	
宝塚市危機管理監	数 田 牧	内部
	削除	
	削除	
	削除	
	削除	
	削除	

(5) 第3条第5項第5号に基づく委員

委員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市教育長	赤 井 稔	内部

(6) 第3条第5項第6号に基づく委員

委員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市消防長	荻 野 直 人	内部
宝塚市消防団長	蔵 本 直 文	外部

(7) 第3条第5項第7号に基づく委員

委員 職 名	氏 名	備 考
NTT西日本株式会社兵庫支店設備部災害対策室次長	東 允 男	外部
大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部 導管計画チーム マネジャー	米 野 広 二	外部
関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所 所長	冨 田 有 修	外部
西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	五 幣 治 人	外部
阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	郡 和 秀	外部
阪急バス株式会社 宝塚営業所 所長	上 田 博	外部

(8) 第3条第5項第8号に基づく委員

委員 職 名	氏 名	備 考
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授	馬 場 美 智 子	外部

(9) 第3条第5項第9号に基づく委員

委員 職 名	氏 名	備 考
宝塚市自治会連合会会長	石 谷 清 明	外部
一般社団法人宝塚市医師会会長	明 渡 寛	外部
陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	高 橋 裕 介	外部

現 計 画 (変更前)

一般社団法人宝塚市薬剤師会理事	近 山 透	外部
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会理事長	福 本 芳 博	外部
一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長	宇都宮 秀 市	外部
宝塚市民生委員・児童委員連合会会長	福 住 美 壽	外部
ボランティア活動家	榎 本 匡 笑	外部
女性の視点で防災を考える 宝塚どないしょネット代表	檜 垣 彰 子	外部
宝塚市上下水道事業管理者	福 永 孝 雄	内部
宝塚市議会事務局長	津 田 裕 司	内部
宝塚市教育委員会事務局管理部長	高 田 輝 夫	内部
宝塚市立病院経営統括部長	岡 田 進	内部

- 2-2 宝塚市の自主防災体制
 2-2-1 自主防災組織一覧表
 1 自主防災組織結成内訳

(令和6年3月31日現在)

自治会数	276
結成自治会数	232
未結成自治会数	44

(令和6年3月31日現在広報世帯数)

結 成	
総世帯数	96,836
結成世帯数	91,025
結成率	94.0%

2 自主防災組織活動率

年 度	活 動 率
令和5年度	59.5%

- 2-3 災害に強い都市の創造
 2-3-1 市の公共下水道雨水施設
 1 管 渠

計画管渠延長	要布設延長	既設延長	整備率
196,668m	34,806m	161,862m	82.3%

- 第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等
 3-1 宝塚市災害対策本部
 3-1-1 略
 3-1-2 宝塚市災害対策本部設置要綱

新 計 画 案 (変更後)

一般社団法人宝塚市薬剤師会理事	近 山 透	外部
社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	牟 田 浩 伸	外部
一般社団法人兵庫県建設業協会宝塚支部長	宇都宮 秀 市	外部
宝塚市民生委員・児童委員連合会副会長	平 原 雅 明	外部
ボランティア活動家	榎 本 匡 笑	外部
女性の視点で防災を考える 宝塚どないしょネット代表	檜 垣 彰 子	外部
宝塚市立男女共同参画センター・エル所長	山 田 恵	外部
宝塚・防災リーダーの会	宮 本 加 奈 美	外部
宝塚市上下水道事業管理者	福 永 孝 雄	内部
宝塚市立病院副事業管理者	甲 斐 義 啓	内部

- 2 宝塚市の自主防災耐体制
 2-2-1 自主防災組織一覧表
 1 自主防災組織結成内訳

(令和7年3月31日現在)

自治会数	274
結成自治会数	228
未結成自治会数	46

(令和7年3月31日現在広報世帯数)

結 成	
総世帯数	96,740
結成世帯数	88,033
結成率	91.0%

2 自主防災組織活動率

年 度	活 動 率
令和6年度	52.2%

- 2-3 災害に強い都市の創造
 2-3-1 市の公共下水道雨水施設
 1 管 渠

計画管渠延長	要布設延長	既設延長	整備率
196,668m	34,212m	162,456m	82.6%

- 第3部 市の非常時組織及び車両・資機材等
 3-1 宝塚市災害対策本部
 3-1-1 略
 3-1-2 宝塚市災害対策本部設置要綱

現 計 画 (変更前)

※災害対応マニュアル編第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアルの(参考)宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱と同じ内容のため省略

3-1-3 宝塚市災害警戒本部設置要綱

※災害対応マニュアル編第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアルの(参考)宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱と同じ内容のため省略

3-2 令和7年度本部指揮所及び各現地連絡所班要員名簿

(1) 本部指揮所

部名	震度5弱～ 及び通常災害(1号配備)			震度6弱～ 及び大規模災害(3号配備)		
	課名	職名	氏名	課名	職名	氏名
警 部	都市安全部	次長	伊津 圭一郎	都市安全部	次長	伊津 圭一郎
	都市安全部	次長	中村 光宏	都市安全部	次長	中村 光宏
	都市安全部	次長	中村 修	都市安全部	次長	中村 修
	総合防災課	課長	山田 雄宗	総合防災課	課長	山田 雄宗
	防犯交通安全課	課長	中村 仁	防犯交通安全課	課長	中村 仁
	都市安全部(治水担当)	課長	豊田 将隆	都市安全部(治水担当)	課長	豊田 将隆
	公園河川課	課長	雑賀 弘晃	公園河川課	課長	雑賀 弘晃
	道路管理課	課長	岸本 二三男	道路管理課	課長	岸本 二三男
	総合防災課	係長	大谷 英次	総合防災課	係長	大谷 英次
		係長	大芝 脩平		係長	大芝 脩平
	係長	東 和宏		係長	東 和宏	
	係長	鈴木 友也		係長	鈴木 友也	
			防犯交通安全課	係長	池上 正明	
				係長	杉田 達也	
				係長	富岡 隆史	
警 部	企画経営部	次長	佐伯 聡子	企画経営部	次長	佐伯 聡子
	企画政策課	課長	堀内 理裕	企画政策課	課長	堀内 理裕
	広報課	課長	夏梅 竜之介	広報課	課長	夏梅 竜之介
				財政課	課長	堀田 真希
				市税収納課	課長	小松 謙太
市 流 務	市民交流部	次長	藤田 裕之	市民交流部	次長	藤田 裕之
	市民相談課	課長	奈良 克志	市民相談課	課長	奈良 克志
				窓口サービス課	課長	菟田 真司
務	総務部	次長	横山 浩平	総務部	次長	横山 浩平

新 計 画 案 (変更後)

※災害対応マニュアル編第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアルの(参考)宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱と同じ内容のため省略

3-1-3 宝塚市災害警戒本部設置要綱

※災害対応マニュアル編第4部 被災者救済及び生活再建支援に関するマニュアルの(参考)宝塚市災害対策本部設置要綱及び宝塚市災害警戒本部設置要綱と同じ内容のため省略

3-2 令和7年度本部指揮所及び各現地連絡所班要員名簿

(1) 本部指揮所

部名	震度5弱～ 及び通常災害(1号配備)			震度6弱～ 及び大規模災害(3号配備)		
	課名	職名	氏名	課名	職名	氏名
警 部	都市安全部	次長	伊津 圭一郎	都市安全部	次長	伊津 圭一郎
	都市安全部	次長	中村 光宏	都市安全部	次長	中村 光宏
	防犯交通安全課	課長	中村 仁	防犯交通安全課	課長	中村 仁
	都市安全部(治水担当)	課長	豊田 将隆	都市安全部(治水担当)	課長	豊田 将隆
	公園河川課	課長	雑賀 弘晃	公園河川課	課長	雑賀 弘晃
	道路管理課	課長	岸本 二三男	道路管理課	課長	岸本 二三男
	総合防災課	係長	吉岡 多美恵	総合防災課	係長	吉岡 多美恵
		係長	大芝 脩平		係長	大芝 脩平
		係長	東 和宏		係長	東 和宏
	係長	鈴木 友也		係長	鈴木 友也	
	係長	出水 将裕		係長	出水 将裕	
			防犯交通安全課	係長	池上 正明	
				係長	後藤 達郎	
				係長	富岡 隆史	
警 部	企画経営部	次長	谷口 直子	企画経営部	次長	谷口 直子
	企画政策課	課長	堀内 理裕	企画政策課	課長	堀内 理裕
	広報課	課長	夏梅 竜之介	広報課	課長	夏梅 竜之介
				財政課	課長	堀田 真希
				市税収納課	課長	岡本 進
市 流 務	市民交流部	次長	新城 和弘	市民交流部	次長	新城 和弘
	市民相談課	課長	奈良 克志	市民相談課	課長	奈良 克志
				窓口サービス課	課長	東野 智
務	総務部	次長	横山 浩平	総務部	次長	横山 浩平

現 計 画 (変更前)						新 計 画 案 (変更後)							
	総務課	課 長	飯田 博	総務課	課 長	飯田 博		総務課	課 長	小松 謙太	総務課	課 長	小松 謙太
				人材育成課	課 長	山村 謙周					人材育成課	課 長	山村 謙周
				給与労務課	課 長	山本 恭史					給与労務課	課 長	山本 恭史
				管財課	課 長	堀 雄一					管財課	課 長	堀 雄一
職	都市整備部	次 長	安井 英司	都市整備部	次 長	安井 英司	職	都市整備部	次 長	安井 英司	都市整備部	次 長	安井 英司
	住まいづくり推進課	課 長	橋本 佳代子	住まいづくり推進課	課 長	橋本 佳代子		住まいづくり推進課	課 長	橋本 佳代子	住まいづくり推進課	課 長	橋本 佳代子
				開発審査課	課 長	君田 龍則					開発審査課	課 長	宮田 順吉
				市街地整備課	課 長	神野 仁志					市街地整備課	課 長	神野 仁志
職	健康福祉部	次 長	松本 由美子	健康福祉部	次 長	松本 由美子	職	健康福祉部	次 長	松本 由美子	健康福祉部	次 長	松本 由美子
	地域福祉課	課 長	田辺 敬亮	地域福祉課	課 長	田辺 敬亮		地域福祉課	課 長	田辺 敬亮	地域福祉課	課 長	田辺 敬亮
				健康推進課	課 長	田中 由香					健康推進課	課 長	諸留 準子
				障害(がい)福祉課	課 長	田中 雅之					障害(がい)福祉課	課 長	柴田 敦司
子 ど 部	子ども未来部	次 長	前田 優子	子ども未来部	次 長	前田 優子	子 ど 部	子ども未来部	次 長	前田 優子	子ども未来部	次 長	前田 優子
	子ども未来部	次 長	柳田 直記	子ども未来部	次 長	柳田 直記		子ども未来部	次 長	山本 直規	子ども未来部	次 長	山本 直規
	子ども政策課	課 長	武藤 智史	子ども政策課	課 長	武藤 智史		子ども政策課	課 長	二口 亮平	子ども政策課	課 長	二口 亮平
				保育事業課	課 長	北村 堯徳					保育事業課	課 長	坂戸 俊和
				保育企画課	課 長	澤井 慎治					保育企画課	課 長	村瀬 弘次
				アフタースクール課	課 長	松浦 未洋					アフタースクール課	課 長	武藤 智史
職	環境部	次 長	古南 恵司	環境部	次 長	古南 恵司	職	環境部	次 長	廣嶋 泰也	環境部	次 長	廣嶋 泰也
	環境エネルギー課	課 長	岡本 智	環境エネルギー課	課 長	岡本 智		環境エネルギー課	課 長	岡本 智	環境エネルギー課	課 長	岡本 智
化 産 部	産業文化部	次 長	鈴木 陽子	産業文化部	次 長	鈴木 陽子	化 産 部	産業文化部	次 長	鈴木 陽子	産業文化部	次 長	鈴木 陽子
	商工勤労課	課 長	西岡 秀康	商工勤労課	課 長	西岡 秀康		商工勤労課	課 長	島本 美帆	商工勤労課	課 長	島本 美帆
運 局	経営管理部	部 長	中村 英一	経営管理部	部 長	中村 英一	運 局	経営管理部	部 長	廣瀬 義則	経営管理部	部 長	廣瀬 義則
	総務課	課 長	廣瀬 義則	総務課	課 長	廣瀬 義則							
会 教 費	管理部	次 長	池本 和義	管理部	次 長	池本 和義	会 教 費	管理部	次 長	池本 和義	管理部	次 長	池本 和義
	教育企画課	課 長	岡本 進	教育企画課	課 長	岡本 進		教育企画課	課 長	飯田 博	教育企画課	課 長	飯田 博
病 院	経営統括部	次 長	樫本 浩司	経営統括部	次 長	樫本 浩司	病 院	経営統括部	次 長	樫本 浩司	経営統括部	次 長	樫本 浩司
務 議 会 事	議会事務局次長	次 長	中村 智成	議会事務局次長	次 長	中村 智成	務 議 会 事	議会事務局次長	次 長	中村 智成	議会事務局次長	次 長	中村 智成

現 計 画 (変更前)

(2) 現地避難所

	部 名	課 名	職 名	氏 名
中央公民館ステーション	監査委員事務局・公平委員会	監査委員事務局・公平委員会	課 長	二口 亮平
	社会教育部	社会教育課	係 長	新井場 萌
西公民館ステーション	市民交流部	国民健康保険課	係 長	山野内 貴規
	社会教育部	社会教育課	課 長	河合 晋一
ピピアめふ公益施設ステーション	都市整備部	市街地整備課	係 長	大中 北斗
	都市整備部	都市計画課	課 長	黒川 佳典
東公民館ステーション	議事事務局	議事調査課	課 長	山添 真澄
	社会教育部	社会教育課	係 長	河本 雄生
中山台コミュニティセンター	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	局 長	廣嶋 泰也
	市民交流部	市民協働推進課	係 長	久住 俊博
市総合福祉センター・ステーション	健康福祉部	地域福祉課	係 長	滝沢 明士
	健康福祉部	障害(がい)福祉課	係 長	吉田 喜代子
西谷ステーション	産業文化部	北部地域振興担当	次 長	小川 ゆかり
	産業文化部	北部振興企画課	課 長	三宅 威俊

新 計 画 案 (変更後)

(2) 現地避難所

	部 名	課 名	職 名	氏 名
中央公民館ステーション	監査委員事務局・公平委員会	監査委員事務局・公平委員会	課 長	山田 雄宗
	社会教育部	社会教育課	係 長	新井場 萌
西公民館ステーション	市民交流部	国民健康保険課	係 長	山野内 貴規
	社会教育部	社会教育課	課 長	澤井 慎治
ピピアめふ公益施設ステーション	都市整備部	市街地整備課	係 長	大中 北斗
	都市整備部	都市計画課	課 長	河本 卓也
東公民館ステーション	議事事務局	議事調査課	課 長	山添 真澄
	社会教育部	社会教育課	係 長	福本 雄樹
中山台コミュニティセンター	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	局 長	中村 英一
	市民交流部	市民協働推進課	係 長	久住 俊博
市総合福祉センター・ステーション	健康福祉部	地域福祉課	係 長	滝沢 明士
	健康福祉部	障害(がい)福祉課	係 長	吉田 喜代子
西谷ステーション	産業文化部	北部地域振興担当	次 長	小川 ゆかり
	産業文化部	北部振興企画課	課 長	三宅 威俊

現 計 画 (変更前)

3-4 市保有車両一覧

(令和5年4月1現在)

用途	普通乗用車	小型乗用車	普通貨物車	普通ダンプ	小型貨物車	バン	小型ダンプ	軽四貨物車	軽四乗用車	マイクロボス	特殊車	特殊車	塵芥車	場内用車両	単車	救急車	消防用車両	計
議会事務局	1																	1
秘書課	2																	2
管財課		8	1		1	7		21	21	1	1		2		3			66
看護専門学校									1									1
国保診療所	1																	1
手塚治虫記念館								1										1
くらんど人文C								1										1
まいたに人文C								1										1
ひらい人文C								1										1
北部振興企画課							1	4										5
消費生活センター								1										1
生活環境課	1	1			1	2	1				2				3			11
クリーンセンター施設建設課											2		6	6				8
クリーンセンター管理課							1	1										2
クリーンセンター業務課			10		6	4						13						33
健康推進課		2					1	4							1			8
子ども発達支援センター		1					3		2						1			7
高齢福祉課															1			1
生活援護課															3			3
保育企画課															3			3
家庭児童相談課								1										1
子ども政策課								1										1
子ども家庭支援センター							2											2
公園河川課					1	1	1	1										4
道路管理課											5							5

新 計 画 案 (変更後)

3-4 市保有車両一覧

(令和7年10月1現在)

用途	普通乗用車	小型乗用車	普通貨物車	普通ダンプ	小型貨物車	バン	小型ダンプ	軽四貨物車	軽四乗用車	マイクロボス	特殊車	特殊車	塵芥車	場内用車両	単車	救急車	消防用車両	計
議会事務局	1																	1
秘書課	2																	2
管財課		8	1		1	7		21	21	1	1		2		3			66
看護専門学校									1									1
国保診療所	1																	1
手塚治虫記念館								1										1
くらんど人文C								1										1
まいたに人文C								1										1
ひらい人文C								1										1
北部振興企画課							1	4										5
消費生活センター								1										1
生活環境課	1	1			1	2	1				2				3			11
クリーンセンター施設建設課											2		6	—				8
クリーンセンター管理課							1	1										2
クリーンセンター業務課								1	1				13					32
健康推進課		2					1	4							1			8
子ども発達支援センター		1					3		2						1			7
高齢福祉課															1			1
生活援護課															3			3
保育企画課															3			3
家庭児童相談課								1										1
子ども政策課								1										1
子ども家庭支援センター							2											2
公園河川課					1	1	1	1										4
道路管理課											5							5

現 計 画 (変更前)																		
用 途	普通乗用車	小型乗用車	普通貨物車	普通ダンプ	小型貨物車	バン	型	軽四貨物車	軽四乗用車	特種	特殊	塵芥車	場内用車両	単車	救急車	消防用車両	計	
防犯交通安全課					1			3								1	5	
教育企画課							1			3						35	39	
学校教育課															2		2	
教育研究課		1															1	
教育支援課								1									1	
青少年センター					1			2									3	
中央図書館							1			1							2	
西図書館							1										1	
宝塚養護学校										1					1		2	
市立病院		1					1								1		3	
消防本部	1	1					2							15	9	30	58	
上下水道局		1		2	13	3	15	3			2						39	
計	4	17	1	10	5	23	13	67	35	3	11	6	15	6	69	10	30	326

3-5 市が保有する防災資機材及び倉庫
 3-5-1 市が保有する水防資機材及び水防倉庫

(令和5年4月1日現在)

倉庫名	備	備	備	備	備	合	
品名	庫	庫	庫	庫	庫	計	
トレリット	枚	2,400	700	1,000	2,850	1,050	8,000
ナイロンなわ	巻	29	1	28	20	2	80
荒縄	巻	32	2	10	15	6	65
杭	本	238	20	220	98	63	629
番線	本	2,800	200	4,800	2,000	1,000	10,800
掛矢	丁	37	9	17	15	17	95

新 計 画 案 (変更後)																		
用 途	普通乗用車	小型乗用車	普通貨物車	普通ダンプ	小型貨物車	バン	型	軽四貨物車	軽四乗用車	特種	特殊	塵芥車	場内用車両	単車	救急車	消防用車両	計	
防犯交通安全課					1			3								1	5	
教育企画課																35	35	
学校教育課															2		2	
(削除)																		
教育支援課									1								1	
青少年センター					1			2									3	
中央図書館							1			1							2	
西図書館								1									1	
たからづか支援学校							1			4					1		6	
市立病院		1						1							1		3	
消防本部	2							2						15	9	29	57	
上下水道局		1		2	13	3	15	3		2							39	
計	5	15	1	9	5	23	13	67	35	3	11	6	15	6	63	10	29	316

3-5 市が保有する防災資機材及び倉庫
 3-5-1 市が保有する水防資機材及び水防倉庫

(令和7年5月19日現在)

倉庫名	備	備	備	備	備	合	
品名	庫	庫	庫	庫	庫	計	
トレリット	枚	750	300	1,000	2,850	1,800	6,700
ナイロンなわ	巻	29	1	29	13	2	74
荒縄	巻	35	2	10	15	6	68
杭	本	238	20	220	98	53	629
番線	本	2,600	200	11,000	2,000	6,000	21,800
掛矢	丁	15	9	12	15	16	67

現 計 画 (変更前)							
スコップ	丁	<u>118</u>	<u>23</u>	<u>35</u>	30	<u>79</u>	<u>285</u>
つるはし	丁	<u>18</u>	5	10	5	2	<u>40</u>
たこづち	丁	6	4	4	3	4	21
のこぎり	丁	<u>40</u>	7	<u>10</u>	17	14	<u>88</u>
なた	丁	<u>46</u>	0	<u>16</u>	14	<u>18</u>	<u>94</u>
かま	丁	<u>20</u>	7	<u>15</u>	19	7	<u>68</u>
番線切	丁	<u>15</u>	2	<u>10</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>40</u>
しの	丁	11	4	<u>7</u>	10	9	41

倉庫名		騰 庫	勝 庫	勝 庫	勝 庫	勝 庫	合 計
品名							
金づち	丁	<u>19</u>	5	10	10	9	<u>53</u>
一輪車	台	9	3	<u>13</u>	4	4	<u>33</u>
脚立	台	<u>9</u>	1	<u>3</u>	3	3	19
サーチライト	個	<u>13</u>	0	10	5	5	<u>33</u>
コンパネ	枚	<u>27</u>	4	<u>19</u>	25	21	<u>96</u>
ビニールシート	枚	<u>360</u>	0	<u>91</u>	360	<u>200</u>	<u>1,011</u>
矢板	枚	<u>50</u>	0	0	0	0	<u>50</u>

新 計 画 案 (変更後)							
スコップ	丁	<u>116</u>	<u>20</u>	<u>34</u>	30	<u>77</u>	<u>277</u>
つるはし	丁	<u>9</u>	5	10	5	2	<u>31</u>
たこづち	丁	6	4	4	3	4	21
のこぎり	丁	<u>35</u>	7	<u>5</u>	17	14	<u>78</u>
なた	丁	<u>68</u>	0	<u>14</u>	14	<u>12</u>	<u>108</u>
かま	丁	<u>19</u>	7	<u>10</u>	19	7	<u>62</u>
番線切	丁	<u>18</u>	2	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>34</u>
しの	丁	11	4	<u>0</u>	10	9	<u>34</u>

倉庫名		騰 倉	勝 倉	西 勝 倉	湯 本 勝 倉	勝 倉	合 計
品名							
金づち	丁	<u>29</u>	5	10	10	9	<u>63</u>
一輪車	台	9	3	<u>12</u>	4	4	<u>32</u>
脚立	台	<u>7</u>	1	<u>3</u>	2	3	16
投光器	個	<u>14</u>	0	10	5	5	<u>34</u>
コンパネ	枚	<u>23</u>	4	<u>27</u>	25	21	<u>100</u>
ビニールシート	枚	<u>310</u>	0	<u>70</u>	360	<u>180</u>	<u>920</u>
矢板	枚	<u>59</u>	0	0	0	0	<u>59</u>

現 計 画 (変更前)				
3-5-2 市が保有する防災資機材及び防災倉庫				
(令和6年4月1日現在)				
項	品 名	右岸		左岸
		亀井浄水場防災倉庫内	高松水防倉庫内	安倉北小学校防災倉庫内
1	発動発電機一式 電機本体5、投光器5、コードリール5、 三脚5		5	5
2	トランジスタメガホン		10	10
3	担 架	20		20
4	鉄線カッター(収納箱付)	20		20
5	金テコ	20		20
6	エンジンカッター		5	5
7	2口急速充電器		5	6
8	チェーンソー(収納箱付)		<u>10</u>	<u>11</u>
9	チャップス		3	3
10	リヤカー	5		5
11	救命ボート 組立式FRPボート 付属品 ハンドル4、もやい環4 あかくみ1、竿1	1		
	救命ボート 折りたたみ式ボート 付属品 オールラッチ4、もやい環4、 エンジン当板1、あかくみ1、竿1 もやい綱1			1
12	小型ウィンチ CLチェーン、収納箱付	10		10
13	小型動力ポンプ 吸水管 6m ツリ付ノズル(ストレートフム)1 藤かごストレナー1、消火栓金具1、 消火栓キー1、管鎗7mm製1、 燃料缶(4~5L 入り)標準付属品		1	1
14	消防用ホース		10	10
15	ジャツキ	10		10

新 計 画 案 (変更後)				
3-5-2 市が保有する防災資機材及び防災倉庫				
(令和7年5月19日現在)				
項	品 名	右岸		左岸
		亀井浄水場防災倉庫内	高松水防倉庫内	安倉北小学校防災倉庫内
1	発動発電機一式 電機本体5、投光器5、コードリール5、 三脚5		5	5
2	トランジスタメガホン		10	10
3	担 架	20		20
4	鉄線カッター(収納箱付)	20		20
5	金テコ	20		20
6	エンジンカッター		5	5
7	2口急速充電器		5	6
8	チェーンソー(収納箱付)		<u>13</u>	<u>10</u>
9	チャップス		3	3
10	リヤカー	5		5
11	救命ボート 組立式FRPボート 付属品 ハンドル4、もやい環4 あかくみ1、竿1	1		
	救命ボート 折りたたみ式ボート 付属品 オールラッチ4、もやい環4、 エンジン当板1、あかくみ1、竿1 もやい綱1			1
12	小型ウィンチ CLチェーン、収納箱付	10		10
13	小型動力ポンプ 吸水管 6m ツリ付ノズル(ストレートフム)1 藤かごストレナー1、消火栓金具1、 消火栓キー1、管鎗7mm製1、 燃料缶(4~5L 入り)標準付属品		1	1
14	消防用ホース		10	10
15	ジャツキ	10		10

現 計 画 (変更前)			
16	ツルハシ	20	20
17	スコップ	20	19
18	バール	20	20
19	ノコギリ 収納箱付	20	20
20	カケヤ	20	20
21	ハンマー 収納箱付	20	20
22	ナタ 収納箱付	20	20
23	懐中電灯	20	20
24	救助ロープ	20	20
25	エアーテント 付属品 本体収納袋1 表示布～現場指揮本部2枚、 応急救護所2枚 応急修理用具1、付属品収納箱 2 グラドシ ート1、フットポンプ1、テントベグ8 S字フック10、プラスチックチェーン6 ハンマー1、アンカーロープ8、ナス環10		1
26	災害救助工具セット (23点、各1) ・収納用キャリア ・バール・スコップ ・防護メガネ・ボルトクリップ ・ツルハシ ・カ マセ木 ・モンキーレンチ ・油圧ジャッキ・ハンマー・ミカ ッター ・荷締機・タガネ・金バサミ・オノ ・ロープ・木工鋸 ・テープ ・鉄工鋸・手袋 ・ハンドマイク ・四ツ折り担架 ・防塵マスク	5	5
27	毛 布	20	20
28	ヘルメット	25	25
29	燃料補給用具一式	ガソリン缶 (10 ㍓) 4 缶 漏斗 1 簡易補給ポンプ 10	ガソリン缶 (10 ㍓) 3 缶 漏斗 1 簡易補給ポンプ 13

※表中の項番号1、6、11、13、25、26は備品、2～5、7～10、12、14～24、27～29は消耗品扱い。

新 計 画 案 (変更後)			
16	ツルハシ	20	20
17	スコップ	20	19
18	バール	20	20
19	ノコギリ 収納箱付	20	18
20	カケヤ	20	20
21	ハンマー 収納箱付	20	20
22	ナタ 収納箱付	20	20
23	懐中電灯	20	20
24	救助ロープ	20	20
25	エアーテント 付属品 本体収納袋1 表示布～現場指揮本部2枚、 応急救護所2枚 応急修理用具1、付属品収納箱 2 グラ ドシート1、フットポンプ1、テントベグ8 S字フック10、プラスチックチェーン6 ハンマー1、アンカーロープ8、ナス環10		1
26	災害救助工具セット (23点、各1) ・収納用キャリア ・バール・スコップ ・防護メガネ・ボルトクリップ ・ツルハシ ・カ マセ木 ・モンキーレンチ ・油圧ジャッキ・ハンマー・ミカ ッター ・荷締機・タガネ・金バサミ・オノ ・ロープ・木工鋸 ・テープ ・鉄工鋸・手袋 ・ハンドマイク ・四ツ折り担架 ・防塵マスク	5	5
27	毛 布	20	23
28	ヘルメット	25	25
29	燃料補給用具一式	ガソリン缶 (10 ㍓) 5 缶 漏斗 1 簡易補給ポンプ 10	ガソリン缶 (10 ㍓) 3 缶 漏斗 1 簡易補給ポンプ 13

※表中の項番号1、6、11、13、25、26は備品、2～5、7～10、12、14～24、27～29は消耗品扱い。

現 計 画 (変更前)

(2) 現有数 (令和6年4月1日現在)

ア 消防職員

消防吏員									合計	
正監	監	司令長	司令 (副課長)	司令 (係長)	司令 補	士長	副士 長	消防 士		
1	5	14	0	61	105	37	1	18	242	
管理監督職平均年齢				46.2歳		平均年齢				36.0歳
全体の平均									39.5歳	

イ 消防団員

団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
1	2	12	10	10	31	109	175
平均年齢							47.6歳

3-6-2 消防施設整備状況

3-6-2-1 消防車両等配置状況

(令和6年4月1日現在)

配置場所	合 計	消 防 本 部	西 消 防 署				東 消 防 署					
			本署	南部 出張所	栄町 出張所	宝松苑 出張所	本署	雲雀丘 出張所	米谷 出張所	中山台 出張所	西谷 出張所	
配置車両												
ポンプ車	11			2	1	2	2	1	1	1	1	
タンク車	2		1		1							
はしご車	2		1				1					
化学車	1		1									
救助工作車	2		1						1			
指揮車	3	1	1				1					
査察広報車	4	2	1				1					
人員搬送車	1	1										
資機材搬送車	2		1				1					
支援車	1		1									
震災工作車	1									1		
救急車	9		2	1	1		2	1		1	1	
小 計	39	4	10	3	3	2	8	2	2	3	2	
その 他 の 車												
乗用車	1	1										
業務連絡車	1	1										
査察広報車(軽四)	2	1					1					

新 計 画 案 (変更後)

(2) 現有数 (令和7年4月1日現在)

ア 消防職員

消防吏員									合計	
正監	監	司令長	司令 (副課長)	司令 (係長)	司令 補	士長	副士 長	消防 士		
1	5	14	0	65	99	38	1	23	246	
管理監督職平均年齢				46.0歳		平均年齢				36.1歳
全体の平均									39.5歳	

イ 消防団員

団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
1	2	12	10	10	31	111	177
平均年齢							48.4歳

3-6-2 消防設備整備状況

3-6-2-1 消防力等の配置状況

(令和7年10月1日現在)

配置場所	合 計	消 防 本 部	西 消 防 署				東 消 防 署					
			本署	南部 出張所	栄町 出張所	宝松苑 出張所	本署	雲雀丘 出張所	米谷 出張所	中山台 出張所	西谷 出張所	
配置車両												
ポンプ車	10		1	1	1	2	1	1	1	1		
タンク車	2		1		1							
はしご車	2		1				1					
化学車	1			1								
救助工作車	2		1						1			
指揮車	3	1	1				1					
査察広報車	4	2	1				1					
人員搬送車	1	1										
資機材搬送車	2		1				1					
支援車	1		1									
震災工作車	1									1		
救急車	9		2	1	1		2	1		1	1	
小 計	38	4	10	3	3	2	7	2	2	3	2	
その 他 の 車												
乗用車	1	1										
業務連絡車	1	1										
査察広報車(軽四)	2	1					1					

現 計 画 (変更前)												
両	原付自転車	1										
		5	<u>1</u>	4	1	1	1	4	1	1	1	
	小 計	1	<u>4</u>	4	1	1	1	5	1	1	1	0
	合 計	5	<u>8</u>	4	4	4	3	<u>13</u>	3	3	4	2

3-6-2-2 消防活動用器具配置状況表
(令和6年4月1日現在)

区 分	合計	西 消 防 署					東 消 防 署						
		本部	西 消 防 署				東 消 防 署						
		警 防 課	高 度 救 助 隊	本 署	南 部	栄 町	宝 松 苑	本 署	雲 雀 丘	米 谷	中 山 台	西 谷	
一般火災用	放水砲	1			1								
	噴霧放水銃	<u>35</u>			5	<u>4</u>	6	4	7	2	2	3	2
	無反動管鎗	<u>17</u>			2	2	2	2	<u>4</u>	1	1	1	2
	発泡器	<u>19</u>			<u>5</u>	<u>1</u>	2	1	<u>6</u>	1	1	1	1
	消防ホース(65mm)	43	43										
	消防ホース(50mm)	<u>684</u>			104	77	68	77	122	52	57	58	69
	小型動力ポンプ(B級)												
	小型動力ポンプ(C級)	<u>13</u>		1	2	1	1	1	2	1	1	1	2
山火事用	小型動力ポンプ(D級)	2			1			1					
	消防ホース(40mm)	<u>30</u>			10			<u>20</u>					
	組立水槽(3700L)	3			2			1					
	組立水槽(500~1000L)	14			4	1	1	1	4	1	1	1	
	背負式消火水のう	30			15			1	14				
保安保護用	ガス検知器	21		8	2	1	1	1	3	1	2	1	1
	放射能測定器	<u>3</u>	1	<u>1</u>				<u>1</u>					
	放射能ポケット線量計	67	15	10	6	3	3	<u>21</u>	3		3	3	
	放射能防護服	<u>4</u>		4									
	化学防護服 ※陽圧式	11		11									
	化学防護服 ※陽圧式以外	19	8	11									
	耐熱服	3						3					
	耐電衣	<u>12</u>		<u>5</u>				2		5			
耐電棒	<u>3</u>		<u>1</u>				1		1				
救	自動式人工呼吸器	9			2	1	1	2	1		1	1	

新 計 画 案 (変更後)												
両	原付自転車	1										
		5	<u>—</u>	4	1	1	1	4	1	1	1	1
	小 計	1	<u>3</u>	4	1	1	1	5	1	1	1	0
	合 計	5	<u>7</u>	4	4	4	3	<u>12</u>	3	3	4	2

3-6-2-2 消防活動用器具配置状況表
(令和7年10月1日現在)

区 分	合計	西 消 防 署					東 消 防 署						
		本部	西 消 防 署				東 消 防 署						
		警 防 課	高 度 救 助 隊	本 署	南 部	栄 町	宝 松 苑	本 署	雲 雀 丘	米 谷	中 山 台	西 谷	
一般火災用	放水砲	1			1								
	噴霧放水銃	<u>38</u>			5	<u>7</u>	6	4	7	2	2	3	2
	無反動管鎗	<u>15</u>			2	2	2	2	<u>2</u>	1	1	1	2
	発泡器	<u>12</u>			<u>1</u>	<u>2</u>	2	1	<u>2</u>	1	1	1	1
	消防ホース(65mm)	43	43										
	消防ホース(50mm)	<u>664</u>			<u>89</u>	<u>82</u>	<u>78</u>	<u>85</u>	<u>94</u>	52	57	58	<u>69</u>
	小型動力ポンプ(B級)	<u>1</u>			<u>1</u>								
	小型動力ポンプ(C級)	<u>12</u>		1	2	1	1	1	2	1	1	1	2
山火事用	小型動力ポンプ(D級)	2			1			1					
	消防ホース(40mm)	<u>29</u>			10			<u>19</u>					
	組立水槽(3700L)	3			2			1					
	組立水槽(500~1000L)	14			4	1	1	1	4	1	1	1	
	背負式消火水のう	30			15			1	14				
保安保護用	ガス検知器	21		8	2	1	1	1	2	1	2	1	1
	放射能測定器	<u>11</u>	3	<u>4</u>				<u>4</u>					
	放射能ポケット線量計	67	15	10	6	8	3	<u>16</u>	3		3	3	
	放射能防護服	<u>6</u>		4				2					
	化学防護服 ※陽圧式	11		11									
	化学防護服 ※陽圧式以外	19	8	11									
	耐熱服	3						3					
	耐電衣	<u>15</u>		<u>8</u>				2		5			
耐電棒	<u>7</u>		<u>5</u>				1		1				
救	自動式人工呼吸器	9			2	1	1	2	1		1	1	

現 計 画 (変更前)													
急 用	吸引器	9			2	1	1		2	1		1	1
	自動体外式除細動器	<u>21</u>	<u>2</u>		<u>4</u>	2	2	1	<u>4</u>	2	1	2	1
	患者監視装置	9			2	1	1		2	1		1	1
	心電計 (携帯型)	<u>9</u>			2	1	1	1	<u>2</u>		1	1	
救 助 用	三連はしご	<u>5</u>	1				1		<u>1</u>		2		
	救命索発射器	2	2										
	マット型空気ジャッキ	3	1								2		
	油圧マルチツール(スプレッダー、カッター)	<u>3</u>	<u>1</u>								<u>2</u>		
	空気呼吸器 (7L、8L型)	<u>86</u>			<u>27</u>	6	7	6	<u>19</u>	3	<u>12</u>	3	3
	インパルス消火システム	1							1				
	チェーンソー	<u>23</u>	1	2	4	1	1	1	<u>5</u>	2	2	1	3
	エンジンカッター	24	2	6	2	2	2	3	2	2	2	1	2
	油圧ジャッキ (10t 以上)	<u>13</u>	<u>6</u>	1		1			<u>3</u>		2		
	エアertent	4	1		1				2				
フォースレスキューセット	10			5				5					
救 助 高 度 用	画像探索機	1	1										
	簡易型画像探索機	3	1								2		
	夜間暗視装置	1	1										
	赤外線熱画像装置	4	1	1				1			1		
	地中音響探知器	1	1										
	バッテリー式破壊器	2	1								1		
	ハンマードリル セイバーソー	3	1								2		
水 難 用	潜水器具一式	<u>19</u>	9						<u>10</u>				
	救命ボート (ゴム製)	<u>2</u>	<u>1</u>						1				
	救命ボート (アルミ製)	<u>1</u>	1										
	船外機	4	2						2				
	救命胴衣	<u>100</u>	4	11	<u>8</u>	12	<u>10</u>	9	<u>24</u>	7	<u>5</u>	<u>7</u>	3
	救命浮環	<u>32</u>		5	<u>2</u>	4	<u>2</u>	2	10	2	<u>1</u>	2	2

3-7 消火薬剤等の保有量及び調達
3-7-1 消火薬剤等の保有量

(令和6年4月1日現在)

種	高低兼用消火薬剤	発泡ノズル	ラインプロポーションナー
数 量	<u>1,480</u> び	<u>19</u> 本	<u>13</u> 本

種 別	オイルフェンス	吸収剤 (マット)	パ-ライト(ACライト)
-----	---------	-----------	--------------

新 計 画 案 (変更後)													
急 用	吸引器	9			2	1	1		2	1		1	1
	自動体外式除細動器	<u>17</u>	-		<u>3</u>	2	2	1	<u>3</u>	2	1	2	1
	患者監視装置	9			2	1	1		2	1		1	1
	心電計 (携帯型)	8			2	1	1	1	<u>1</u>		1	1	
救 助 用	三連はしご	<u>6</u>	1				1		<u>2</u>		2		
	救命索発射器	2	2										
	マット型空気ジャッキ	3	1								2		
	油圧マルチツール(スプレッダー、カッター)	<u>5</u>	<u>2</u>									<u>3</u>	
	空気呼吸器 (7L、8L型)	<u>88</u>			<u>26</u>	7	7	6	<u>23</u>	3	<u>9</u>	3	4
	インパルス消火システム	1							1				
	チェーンソー	<u>25</u>	1	2	4	1	1	1	<u>7</u>	2	2	1	3
	エンジンカッター	24	2	6	2	2	2	3	2	2	2	1	2
	油圧ジャッキ (10t 以上)	<u>11</u>	<u>5</u>	1	<u>1</u>	1			<u>1</u>		2		
	エアertent	4	1		1				2				
フォースレスキューセット	10			5				5					
救 助 高 度 用	画像探索機	1	1										
	簡易型画像探索機	3	1								2		
	夜間暗視装置	1	1										
	赤外線熱画像装置	4	1	1					1		1		
	地中音響探知器	1	1										
	バッテリー式破壊器	2	1								1		
	ハンマードリル セイバーソー	3	1								2		
水 難 用	潜水器具一式	<u>18</u>	9						<u>9</u>				
	救命ボート (ゴム製)	<u>3</u>	<u>2</u>						1				
	救命ボート (アルミ製)	<u>2</u>	1								<u>1</u>		
	船外機	4	2						2				
	救命胴衣	128	4	11	<u>18</u>	12	<u>12</u>	9	<u>28</u>	7	<u>15</u>	<u>8</u>	4
	救命浮環	38	5	<u>4</u>	4	<u>3</u>	2	10	2	<u>4</u>	2	2	2

3-7 消火薬剤等の保有量及び調達
3-7-1 消火薬剤等の保有量

(令和7年10月1日現在)

種	高低兼用消火薬剤	発泡ノズル	ラインプロポーションナー
数 量	<u>1,240</u> び	<u>12</u> 本	<u>12</u> 本

種 別	オイルフェンス	吸収剤 (マット)	パ-ライト(ACライト)
-----	---------	-----------	--------------

現 計 画 (変更前)			
数 量	60m	580 枚	51 袋
3-7-2 消火薬剤の製造業者一覧表			
業 者 名	所 在 地	電 話	消火薬剤種別
ヤマトプロテック	大阪市東成区 深江北 2-1-10	06-6976-0701	エヤフォーム、アルコフォーム器具
初田製作所 関西支社	大阪市西淀川区 千船 1-5-47	06-6473-4870	//
深田工業(株) 大阪出張所	大阪市浪速区大国 1-2-21 麻綱ビル	06-6631-2001	合成エヤフォーム原液 機器、処理剤
(株)ネオス	神戸市中央区 加納町 6-2-1	078-331-9381	流出処理剤
三菱石油(株) 近畿支店	豊中市寺内 2-4-1 緑地駅ビル	06-6863-1231	泡合成エヤフォーム原液 機器、処理剤
宮田工業(株) 大阪営業所	吹田市垂水町 3-34-10	06-6339-1128	泡消化薬剤 メガフォーム原液
三井化学(株) 大阪支店	大阪市西区 鞆本町 1-11-7	06-6446-3602	油吸着マット オイルプロッター、フェス
松本油脂製薬KK 大阪営業所	大阪市西区西本町 1-2-14 岡島ビル 8	06-6541-5781	中和剤 シーグリーン
発売元 谷口商会	岡山市藤田 338-31	086-296-5906	AC ライト (油液体吸着剤) NET、10kgタイプ
3-10 各部署が所管する市施設等の一覧 (令和4年4月1日現在)			
部	市の施設	その他の施設	
市民交流部	市立地域利用施設 (7) 市立共同利用施設 (24) 市立中山台コミュニティセンター		
	国民健康保険診療所 西谷サービスセンター 長尾サービスセンター 中山台サービスステーション 雲雀丘サービスステーション 宝塚駅前サービスステーション 売布神社駅前サービスステーション 仁川駅前サービスステーション 西谷ふれあい夢プラザ		

新 計 画 案 (変更後)			
数 量	60m	681 枚	42 袋
3-7-2 消火薬剤の製造業者一覧表			
業 者 名	所 在 地	電 話	消火薬剤種別
ヤマトプロテック 大阪支社	大阪市東成区 深江北 2-1-10	06-6976-0702	エヤフォーム、アルコフォーム器具
初田製作所 防災ソリューション事業部大阪支店	大阪市中央区 農人橋 1-1-22	06-7668-5511	//
深田工業(株) 関西営業所	大阪市中央区船場 3-2-22	06-6245-6000	合成エヤフォーム原液 機器、処理剤
(株)ネオス	神戸市中央区 加納町 6-2-1	078-331-9381	流出処理剤
三菱オブリ(株) 近畿・中国支店	豊中市新千里西町 1-1-4	06-6871-8500	泡合成エヤフォーム原液 機器、処理剤
モリタ宮田工業(株) 大阪営業所	八尾市神武町 1-50	072-925-4001	泡消化薬剤 メガフォーム原液
三井化学(株) 大阪支店	大阪市西区 鞆本町 1-11-7	06-6446-3602	油吸着マット オイルプロッター、フェス
松本油脂製薬(株) 大阪営業所	大阪市西区西本町 1-2-14 岡島ビル 8	06-6541-5781	中和剤 シーグリーン
谷口商会(株)	岡山市南区藤 338-31	086-296-5906	AC ライト (油液体吸着剤) NET、10kgタイプ
日本ドライケミカル(株) 大阪支社	大阪市西淀川区宮 原 1-4-13	06-6399-3344	粉末 ABC
3-10 各部署が所管する市施設等の一覧 (令和7年10月1日現在)			
部	市の施設	その他の施設	
市民交流部	市立地域利用施設 (7) 市立共同利用施設 (24) 市立中山台コミュニティセンター 未成集会所		
	国民健康保険診療所 西谷サービスセンター 長尾サービスセンター 中山台サービスステーション 雲雀丘サービスステーション 宝塚駅前サービスステーション 売布神社駅前サービスステーション 仁川駅前サービスステーション 西谷ふれあい夢プラザ		

現 計 画 (変更前)			新 計 画 案 (変更後)		
環境部	市営火葬場、クリーンセンター		環境部	市営火葬場、クリーンセンター	
総務部	市役所庁舎 くらんど人権文化センター まいたに人権文化センター ひらい人権文化センター 市立男女共同参画センター 市立看護専門学校		総務部	市役所庁舎 くらんど人権文化センター まいたに人権文化センター ひらい人権文化センター 市立男女共同参画センター 市立看護専門学校	
都市整備部	市営住宅 ピピアめふ公益施設 さらら仁川公益施設		都市整備部	市営住宅 ピピアめふ公益施設 さらら仁川公益施設	
健康福祉部	市立休日応急診療所 市立健康センター 市総合福祉センター 市立老人福祉センター 市立養護老人ホーム福寿荘 市立身体障害(がい)者支援センター(2)	介護老人保健施設(4) 有料老人ホーム(6) 軽費老人ホーム(4) 介護老人福祉施設(11) 認知症高齢者グループホーム(14) 地域包括支援センター(7) (老人)デイサービス(35) 障害(がい)者支援施設(5) 希望の家グリーンホーム 希望の家サンホーム はんしん自立の家 希望の家ワークセンター いきいき宝夢 障害(がい)者通所施設(18) 短期入所事業所(11) ぶらざこむ1	健康福祉部	市立休日応急診療所 市立健康センター 市総合福祉センター 市立老人福祉センター 市立養護老人ホーム福寿荘 市立身体障害(がい)者支援センター(2)	介護老人保健施設(4) 有料老人ホーム(6) 軽費老人ホーム(4) 介護老人福祉施設(11) 認知症高齢者グループホーム(14) 地域包括支援センター(7) (老人)デイサービス(35) 障害(がい)者支援施設(5) 希望の家グリーンホーム 希望の家サンホーム はんしん自立の家 希望の家ワークセンター いきいき宝夢 障害(がい)者通所施設(18) 短期入所事業所(11) ぶらざこむ1
子ども未来部	大型児童センター 市立子ども発達支援センター 市立保育所(7) 市立児童館(3) 市立子ども館(3)	中筋児童館・御殿山児童館・野上児童館 私立保育園(27(分園5含む)) 私立小規模保育施設(3)	子ども未来部	大型児童センター 市立子ども発達支援センター 市立保育所(7) 市立児童館(3) 市立子ども館(3)	中筋児童館・御殿山児童館・野上児童館 私立保育園(28(分園5含む)) 私立小規模保育施設(3)
産業文化部	市立文化施設ベガ・ホール 市立文化施設ソリオホール 市立国際・文化センター 市立手塚治虫記念館 市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎) 市立文化芸術センター 市立宝塚園芸振興センター 市立長谷牡丹園 市立温泉利用施設 市立農業振興施設	兵庫六甲農業協同組合 宝塚市山本園芸流通センター 宝塚商工会議所 宝塚市雇用福祉事業団 宝塚市シルバー人材センター	産業文化部	市立文化施設ベガ・ホール 市立文化施設ソリオホール 市立国際・文化センター 市立手塚治虫記念館 市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎) 市立文化芸術センター 市立宝塚園芸振興センター 市立長谷牡丹園 市立温泉利用施設 市立農業振興施設 西谷庁舎	兵庫六甲農業協同組合 宝塚市山本園芸流通センター 宝塚商工会議所 宝塚市雇用福祉事業団 宝塚市シルバー人材センター
上下水道局	上下水道局庁舎 4浄水場 水質試験所		上下水道局	上下水道局庁舎 4浄水場 水質試験所	

現 計 画 (変更前)		
消防本部	2 消防署 7 出張所	消防団器具庫 (10)
教育委員会	教育総合センター 教育総合センター分室 (2) 公民館 (3) 図書館 (2 館 1 分室) 歴史民俗資料館 (3) スポーツセンター 幼稚園 (7) 認定こども園 (保育施設) (1) 小学校 (23) 中学校 (12) 特別支援学校 (1)	県立高校 (4) 甲子園大学 宝塚大学 小林聖心女子学院 (中・高) 雲雀丘学園 (中・高) 関西学院 (小) 私立幼稚園 (14) 宝塚音楽学校
市立病院	市立病院 看護師宿舎 医師宿舎	

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

4-1~4-2 略

4-3 気象情報の種類と発表基準及び気象観測機器配置状況

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を 警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を 警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を 注意して行う予報

(3) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布)

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの 予測 を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量 分布 及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

新 計 画 案 (変更後)		
消防本部	2 消防署 7 出張所	消防団器具庫 (10)
教育委員会	教育総合センター 教育総合センター分室 (2) 公民館 (3) 図書館 (2 館 3 分室、桜ヶ丘資料 室) 歴史民俗資料館 (3) スポーツセンター 幼稚園 (7) 認定こども園 (保育施設) (1) 小学校 (23) 中学校 (12) 特別支援学校 (1)	県立高校 (4) 甲子園大学 宝塚大学 小林聖心女子学院 (中・高) 雲雀丘学園 (中・高) 関西学院 (小) 私立幼稚園 (14) 宝塚音楽学校
市立病院	市立病院 看護師宿舎 医師宿舎	

第4部 発災後の対応を中心とした情報連絡体制

4-1~4-2 略

4-3 気象情報の種類と発表基準及び初期観測機器配置状況

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を 示して行う警報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を 示して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を 示して行う予報

(3) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布)

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

現 計 画 (変更前)		新 計 画 案 (変更後)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

(5) 全般気象情報、近畿地方気象情報、兵庫県気象情報
気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

(新設)

(7) 記録的短時間大雨情報 (略)

(8) 竜巻注意情報

(9) 火災気象通報

① 宝塚市注意報の発表基準

令和6年5月23日現在

宝塚市	府県予報区	兵庫県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	阪神	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11
		土壌雨量指数基準	97
	洪水	流域雨量指数基準	武庫川流域=35.7 波豆川流域=9.1
	強風	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	

(5) 全般気象情報、近畿地方気象情報、兵庫県気象情報
 警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける場合や、警報や注意報の発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合に発表される。

(7) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報で、警戒レベル相当情報を補足する情報として、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。この情報が発表されたときは、市から避難情報が発表されていなくても、今後、急激に状況が悪化する恐れもあるため、キキクルや水位情報等の情報を確認し、少しでも危険を感じた場合は、自ら安全な場所へ移動する判断が必要である。

(8) 記録的短時間大雨情報 略

(9) 竜巻注意情報 略

(10) 火災気象通報 略

① 宝塚市注意報の発表基準

令和7年5月29日現在

宝塚市	府県予報区	兵庫県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	阪神	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11
		土壌雨量指数基準	97
	洪水	流域雨量指数基準	武庫川流域=35.6 波豆川流域=9.1
	強風	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm

現 計 画 (変更前)			
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 5cm
		山地	12時間降雪の深さ 10cm
雷	落雷等により被害が予想される場合		
濃霧	視程	100m	
乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%		
なだれ	①積雪の深さ 70cm 以上あり降雪の深さ 20cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 9℃以上又は 24時間雨量 10mm 以上*1		
低温	最低気温-4℃以下*2		
霜	4月以降の晩霜 神戸地方気象台で最低気温 4℃以下、姫路特別地域気象観測所で最低気温 2℃以下		
着雪	24時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：2℃以下		

※1 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。

※2 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。

※3 洪水注意報の複合基準における武庫川流域の()内数値は表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる。

② 宝塚市警報の発表基準

令和 6 年 5 月 23 日現在

宝塚市	府県予報区	兵庫県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	阪神	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数 23
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 144
	洪水	流域雨量指数基準	武庫川流域=44.4 波豆川流域=11.4
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地
山地			12時間降雪の深さ 20cm

新 計 画 案 (変更後)			
雷	落雷等により被害が予想される場合	山地	12時間降雪の深さ 10cm
濃霧	視程	100m	
乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%		
なだれ	①積雪の深さ 70cm 以上あり降雪の深さ 20cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 9℃以上又は 24時間雨量 10mm 以上*1		
低温	最低気温-4℃以下*2		
霜	晩霜期 最低気温 2℃以下		
着雪	24時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：2℃以下		

※1 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。

※2 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。

(削除)

② 宝塚市警報の発表基準

令和 7 年 5 月 29 日現在

宝塚市	府県予報区	兵庫県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	阪神	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数 23
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 144
	洪水	流域雨量指数基準	武庫川流域=44.6 波豆川流域=11.4
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地
山地			12時間降雪の深さ 20cm

現 計 画 (変更前)	新 計 画 案 (変更後)
<p>第5部 相互協力・広域応援受入体制 5-2 消防相互応援に関する協定書 5-2-9 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援（救急）に関する覚書 第1条～第12条 略 附 則 （効力発生日） 1 この覚書は、令和4年2月14日からその効力を生ずるものとする。 （旧覚書の廃止） 2 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援（救急）に関する覚書（令和元年8月28日締結）は、廃止する。 （保管） 3 本覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、協定市町の消防長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。</p> <p>令和4年2月8日</p> <p>宝塚市消防本部 消 防 長 山 中 毅</p> <p>川西市消防本部 消 防 長 井 内 有 吾</p> <p>猪名川町消防本部 消 防 長 向 井 文 雄</p>	<p>第5部 相互協力・広域応援受入体制 5-2 消防相互応援に関する協定書 5-2-9 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援（救急）に関する覚書 第1条～第12条 略 附 則 （効力発生日） 1 この覚書は、令和7年4月1日からその効力を生ずるものとする。 （旧覚書の廃止） 2 宝塚市、川西市及び猪名川町における消防の連携・協力に関する協定に基づく相互応援（救急）に関する覚書（令和4年2月8日締結）は、廃止する。 （保管） 3 本覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、協定市町の消防長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。</p> <p>令和7年3月4日</p> <p>宝塚市消防本部 消 防 長 高 橋 康 宏</p> <p>川西市消防本部 消 防 長 石 倉 和 也</p> <p>猪名川町消防本部 消 防 長 向 井 文 雄</p>

現 計 画 (変更前)						新 計 画 案 (変更後)					
別表 市町境界における救急応援出動基準						別表 市町境界における救急応援出動基準					
1 出動基準 協定市町の市町境界地域において管轄署所の救急車が出動中、当該地域でさらに救急事案が発生した場合、その市町の救急車が遠隔署所に待機状態であっても、救急車の現場到着時間を短縮するため、原則として、宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターの高機能消防指令システムを活用して、当該地域に近接している隣接市町の消防署所から、救急応援出動を実施するものとする。 また、特定救急出動のうち、傷病者が心肺停止状態（疑い含む）の救急活動を支援する消防車の出動についても、同様に現場到着時間を短縮するため、同システムを活用した直近応援出動を実施するものとする。						1 出動基準 協定市町の市町境界地域において管轄署所の救急車が出動中、当該地域でさらに救急事案が発生した場合、その市町の救急車が遠隔署所に待機状態であっても、救急車の現場到着時間を短縮するため、原則として、宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターの高機能消防指令システムを活用して、当該地域に近接している隣接市町の消防署所から、救急応援出動を実施するものとする。 <u>なお、協定市町の市町境界地域において管轄署所の救急車が出動中以外のとき、発災地消防本部の救急車の出動車両選別については、直近選別とする。</u> また、特定救急出動のうち、傷病者が心肺停止状態（疑い含む）の救急活動を支援する消防車の出動についても、同様に現場到着時間を短縮するため、同システムを活用した直近応援出動を実施するものとする。					
2 出動基準表 (1) 宝塚市						2 出動基準表 (1) 宝塚市					
災害種別	災害区分	対象区域	出動隊	救急車選別条件	選別順位	災害種別	災害区分	対象区域	出動隊	救急車選別条件	選別順位
PA	CPA	応援協定に基づく出動区域以外の区域	救急隊1隊 消防隊1隊 (直近：宝塚市、川西市)			PA	CPA	応援協定に基づく出動区域以外の区域	救急隊1隊 消防隊1隊 (直近：宝塚市、川西市)		
		雲雀丘1～4丁目 雲雀丘山手1～2丁目 花屋敷つつじが丘 花屋敷荘園1～4丁目 花屋敷松ガ丘・緑ガ丘 長尾台1～2丁目 ふじが丘 切畑字長尾山5番地の一部 ・花屋敷栄光園 ・愛宕原ゴルフ倶楽部及びその周辺 ・川西市満願寺町南側に隣接する住宅	救急隊1隊 (応援：川西市南消防署) 消防隊1隊 (直近：宝塚市、川西市)	雲雀丘出張所の救急車が出動中に、雲雀丘地域で救急が発生した際、川西市南消防署から応援出動する。ただし、川西市南消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、川西市の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	1 雲雀丘出張所救急車 2 川西市南消防署救急車 3 宝塚市直近救急車			雲雀丘出張所及び宝塚市東消防署の救急車が出動中に、雲雀丘地域で救急が発生した際、川西市南消防署から応援出動する。ただし、川西市南消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、川西市の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	1 雲雀丘出張所救急車 2 宝塚市東消防署救急車 3 川西市南消防署救急車 4 宝塚市直近救急車		

現 計 画 (変更前)					
災害種別	災害区分	対象区域	出動隊	救急車選別条件	選別順位
救急	火災・高速 SA を除く	香合新田、上佐曾利、下佐曾利、長谷・芝辻新田、大原野、波豆、境野	救急隊1隊 (応援：猪名川町北出張所) 消防隊1隊	西谷出張所の救急車が出動中に、境野以北地域で救急が発生した際、猪名川町北出張所から応援出動する。ただし、猪名川町北出張所の救急車が同出張所に待機状態のみ選別対象とし、猪名川町の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	1 西谷出張所救急車 2 猪名川町北出張所救急車 3 宝塚市直近救急車
		雲雀丘1～4丁目 雲雀丘山手1～2丁目 花屋敷つつしが丘 花屋敷荘園1～4丁目 花屋敷松ガ丘・緑ガ丘 長尾台1～2丁目 ふじが丘 切畑字長尾山5番地の一部 ・花屋敷栄光園 ・愛宕原ゴルフ倶楽部及びその周辺 ・川西市満願寺町南側に隣接する住宅	救急隊1隊 (応援：川西市南消防署)	雲雀丘出張所の救急車が出動中に、雲雀丘地域で救急が発生した際、川西市南消防署から応援出動する。ただし、川西市南消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、川西市の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	1 雲雀丘出張所救急車 2 川西市南消防署救急車 3 宝塚市直近救急車
		香合新田、上佐曾利、下佐曾利、長谷・芝辻新田、大原野、波豆、境野	救急隊1隊 (応援：猪名川町北出張所)	西谷出張所の救急車が出動中に、境野以北地域で救急が発生した際、猪名川町北出張所から応援出動する。ただし、猪名川町北出張所の救急車が同出張所に待機状態のみ選別対象とし、猪名川町の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	1 西谷出張所救急車 2 猪名川町北出張所救急車 3 宝塚市直近救急車

(2) 川西市

災害種別	災害区分	対象区域	出動隊	救急車選別条件	選別順位
------	------	------	-----	---------	------

新 計 画 案 (変更後)					
災害種別	災害区分	対象区域	出動隊	救急車選別条件	選別順位
救急	火災・高速 SA を除く	香合新田、上佐曾利、下佐曾利、長谷・芝辻新田、大原野、波豆、境野	救急隊1隊 (応援：猪名川町北出張所) 消防隊1隊	西谷出張所の救急車が出動中に、境野以北地域で救急が発生した際、猪名川町北出張所から応援出動する。ただし、猪名川町北出張所の救急車が同出張所に待機状態のみ選別対象とし、猪名川町の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	1 西谷出張所救急車 2 猪名川町北出張所救急車 3 宝塚市直近救急車
		雲雀丘1～4丁目 雲雀丘山手1～2丁目 花屋敷つつしが丘 花屋敷荘園1～4丁目 花屋敷松ガ丘・緑ガ丘 長尾台1～2丁目 ふじが丘 切畑字長尾山5番地の一部 ・花屋敷栄光園 ・愛宕原ゴルフ倶楽部及びその周辺 ・川西市満願寺町南側に隣接する住宅	救急隊1隊 (応援：川西市南消防署)	雲雀丘出張所及び宝塚市東消防署の救急車が出動中に、雲雀丘地域で救急が発生した際、川西市南消防署から応援出動する。ただし、川西市南消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、川西市の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	1 雲雀丘出張所救急車 2 宝塚市東消防署救急車 3 川西市南消防署救急車 4 宝塚市直近救急車
		香合新田、上佐曾利、下佐曾利、長谷・芝辻新田、大原野、波豆、境野	救急隊1隊 (応援：猪名川町北出張所)	西谷出張所の救急車が出動中に、境野以北地域で救急が発生した際、猪名川町北出張所から応援出動する。ただし、猪名川町北出張所の救急車が同出張所に待機状態のみ選別対象とし、猪名川町の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	1 西谷出張所救急車 2 猪名川町北出張所救急車 3 宝塚市直近救急車

(2) 川西市

災害種別	災害区分	対象区域	出動隊	救急車選別条件	選別順位
------	------	------	-----	---------	------

現 計 画 (変更前)					
PA	CPA	応援協定に基づく出動区域以外の区域	救急隊1隊 消防隊1隊(直近:宝塚市、川西市、猪名川町) ※直近で宝塚市又は猪名川町の消防隊を選別した場合は、川西市の消防隊も直近1隊同時出動する。		
		久代1~6丁目 東久代1~2丁目	救急隊1隊(応援:宝塚市東消防署) 消防隊1隊(直近:宝塚市、川西市) ※直近で宝塚市の消防隊を選別した場合は、川西市の消防隊も直近1隊同時出動する。	川西市南消防署の救急車が出動中に、久代地域で救急が発生した際、宝塚市東消防署から応援出動する。ただし、宝塚市東消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、宝塚市の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	1川西市南消防署救急車 2宝塚市東消防署救急車 3川西市直近救急車
		丸山台1~3丁目 美山台1~3丁目 一庫 一庫1~3丁目	救急隊1隊(応援:猪名川町消防署) 消防隊1隊(直近:川西市、猪名川町) ※直近で猪名川町の消防隊を選別した場合は、川西市の消防隊も直近1隊同時出動する。	川西市北消防署の救急車が出動中に、日生及び一庫地域で救急が発生した際、猪名川町消防署から応援出動する。ただし、猪名川町消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、猪名川町の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	1川西市北消防署救急車 2猪名川町消防署救急車 3川西市直近救急車
救急	火災・高速S	応援協定に基づく出動区域以外の区域	救急隊1隊		

新 計 画 案 (変更後)					
PA	CPA	応援協定に基づく出動区域以外の区域	救急隊1隊 消防隊1隊(直近:宝塚市、川西市、猪名川町) ※直近で宝塚市又は猪名川町の消防隊を選別した場合は、川西市の消防隊も直近1隊同時出動する。		
		久代1~6丁目 東久代1~2丁目	救急隊1隊(応援:宝塚市東消防署) 消防隊1隊(直近:宝塚市、川西市) ※直近で宝塚市の消防隊を選別した場合は、川西市の消防隊も直近1隊同時出動する。	川西市南消防署の救急車が出動中に、久代地域で救急が発生した際、宝塚市東消防署から応援出動する。ただし、宝塚市東消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、宝塚市の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	1久代出張所救急車 2川西市南消防署救急車 3宝塚市東消防署救急車 4川西市直近救急車
		丸山台1~3丁目 美山台1~3丁目 一庫 一庫1~3丁目	救急隊1隊(応援:猪名川町消防署) 消防隊1隊(直近:川西市、猪名川町) ※直近で猪名川町の消防隊を選別した場合は、川西市の消防隊も直近1隊同時出動する。	川西市北消防署の救急車が出動中に、日生及び一庫地域で救急が発生した際、猪名川町消防署から応援出動する。ただし、猪名川町消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、猪名川町の待機救急車が1台の時は応援出動しない。	1川西市北消防署救急車 2猪名川町消防署救急車 3川西市直近救急車
救急	火災・高速S	応援協定に基づく出動区域以外の区域	救急隊1隊		

現 計 画 (変更前)					新 計 画 案 (変更後)				
Aを除く	久代 1～6 丁目 東久代 1～2 丁目	救急隊 1 隊 (応援：宝塚市東消防署)	川西市南消防署の救急車が出動中に、久代地域で救急が発生した際、宝塚市東消防署から応援出動する。ただし、宝塚市東消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、宝塚市の待機救急車が 1 台の時は応援出動しない。	1 川西市南消防署救急車 2 宝塚市東消防署救急車 3 川西市直近救急車	Aを除く	久代 1～6 丁目 東久代 1～2 丁目	救急隊 1 隊 (応援：宝塚市東消防署)	久代出張所及び川西市南消防署の救急車が出動中に、久代地域で救急が発生した際、宝塚市東消防署から応援出動する。ただし、宝塚市東消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、宝塚市の待機救急車が 1 台の時は応援出動しない。	1 久代出張所救急車 2 川西市南消防署救急車 3 宝塚市東消防署救急車 4 川西市直近救急車
	丸山台 1～3 丁目 美山台 1～3 丁目 一庫 一庫 1～3 丁目	救急隊 1 隊 (応援：猪名川町消防署)	川西市北消防署の救急車が出動中に、日生及び一庫地域で救急が発生した際、猪名川町消防署から応援出動する。ただし、猪名川町消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、猪名川町の待機救急車が 1 台の時は応援出動しない。	1 川西市北消防署救急車 2 猪名川町消防署救急車 3 川西市直近救急車		丸山台 1～3 丁目 美山台 1～3 丁目 一庫 一庫 1～3 丁目	救急隊 1 隊 (応援：猪名川町消防署)	川西市北消防署の救急車が出動中に、日生及び一庫地域で救急が発生した際、猪名川町消防署から応援出動する。ただし、猪名川町消防署の救急車が同署に待機状態のみ選別対象とし、猪名川町の待機救急車が 1 台の時は応援出動しない。	1 川西市北消防署救急車 2 猪名川町消防署救急車 3 川西市直近救急車

現 計 画 (変更前)

第6部 個別対策項目別関係資料
 6-2 避難・救出対策、支援協力等に関する事項
 6-2-2 避難所等
 6-2-2-1 指定避難所等
 (1) 指定避難所及び予備避難所

地区	避難所等	所在地	電話	FAX	収容可能人数(人)		浸水想定 区域内	土砂災害 警戒区域 内
					体育館のみ	施設全部利 用		
第 1 地 区 予 備 避 難 所	仁川小学校	仁川宮西町 1-25	0798-52-1166	57-2231	336	2,889		
	良元小学校	小林5丁目 2-42	71-5511	71-3498	370	2,088		
	末成小学校	末成町 1-1	71-5330	71-1902	345	2,987		
	光明小学校	光明町 8-40	72-5586	71-1949	326	1,716		
	高司小学校	高司4丁目 4-55	73-7348	71-1943	326	1,772	○	
	宝塚第一中学校	仁川うぐいす台 1-1	0798-51-1132	53-1049	430	3,192		○
	高司中学校	高司2丁目 3-1	73-3297	71-1931	430	3,410		
	くらんど人権文化センター	中野町 22-19	73-2222	73-2223		593		
	共同利用施設福井会館	福井町 9-6	72-5456			52	○	
	〃 小林会館	小林1丁目 3-20	72-6503			166		
	〃 美幸会館	美幸町 9-20	72-2363			147		
	〃 亀井会館	亀井町 10-17	72-0198			45	○	
	〃 鹿塩会館	鹿塩1丁目 4-36	0798-85-4160			78		
	〃 高司会館	高司2丁目 14-6	090-4305-920 5			79	○	
	〃 御所の前会館	御所の前町 7-14	71-7711			44	○	
	〃 仁川会館	仁川北3丁目 2-3	0798-53-4552			66		
	地域利用施設光明会館	光明町 10-24	74-5764			142		
	〃 高松会館	高松町 7-6	090-7368-788 2			85		
	西公民館	小林2丁目 7-30	77-1200	77-1446		762		
さらら仁川公益施設	仁川北2丁目 5-1	0798-52-7686	0798-52-7722		100			
第 2 地 区 指 定 避 難 所	宝塚第一小学校	野上1丁目 3-35	71-0492	71-3594	624	2,789		
	西山小学校	野上6丁目 2-1	71-8451	71-1905	377	2,313		
	逆瀬台小学校	逆瀬台6丁目 1-1	73-3305	71-3643	326	2,339		○
	末広小学校	末広町 3-1	72-6581	71-1896	326	1,890	○	
	宝梅中学校	宝梅3丁目 4-20	71-8886	71-3491	383	2,621		○
	光が丘中学校	光が丘2丁目 15-1	74-3448	71-3564	438	2,976		

新 計 画 案 (変更後)

第6部 個別対策項目別関係資料
 6-2 避難・救出対策、支援協力等に関する事項
 6-2-2 避難所等
 6-2-2-1 指定避難所等
 (1) 指定避難所及び予備避難所

地区	避難所等	所在地	電話	FAX	収容可能人数(人)		浸水想定 区域内	土砂災害 警戒区域 内
					体育館のみ	施設全部利 用		
第 1 地 区 予 備 避 難 所	仁川小学校	仁川宮西町 1-25	0798-52-1166	57-2231	336	2,889		
	良元小学校	小林5丁目 2-42	71-5511	71-3498	370	2,088		
	末成小学校	末成町 1-1	71-5330	71-1902	345	2,987		
	光明小学校	光明町 8-40	72-5586	71-1949	326	1,716		
	高司小学校	高司4丁目 4-55	73-7348	71-1943	326	1,772	○	
	宝塚第一中学校	仁川うぐいす台 1-1	0798-51-1132	53-1049	430	3,192		○
	高司中学校	高司2丁目 3-1	73-3297	71-1931	430	3,410		
	くらんど人権文化センター	中野町 22-19	73-2222	73-2223		593		
	共同利用施設福井会館	福井町 9-6	72-5456			52	○	
	〃 小林会館	小林1丁目 3-20	72-6503			166		
	〃 美幸会館	美幸町 9-20	72-2363			147		
	〃 亀井会館	亀井町 10-17	72-0198			45	○	
	〃 鹿塩会館	鹿塩1丁目 4-36	0798-85-4160			78		
	〃 高司会館	高司2丁目 14-6	080-5337-8428			79	○	
	〃 御所の前会館	御所の前町 7-14	71-7711			44	○	
	〃 仁川会館	仁川北3丁目 2-3	0798-53-4552			66		
	地域利用施設光明会館	光明町 10-24	74-5764			142		
	〃 高松会館	高松町 7-6	080-7368-1882			85		
	西公民館	小林2丁目 7-30	77-1200	77-1446		762		
さらら仁川公益施設	仁川北2丁目 5-1	0798-52-7686	0798-52-7722		100			
第 2 地 区 指 定 避 難 所	宝塚第一小学校	野上1丁目 3-35	71-0492	71-3594	624	2,789		
	西山小学校	野上6丁目 2-1	71-8451	71-1905	377	2,313		
	逆瀬台小学校	逆瀬台6丁目 1-1	73-3305	71-3643	326	2,339		○
	末広小学校	末広町 3-1	72-6581	71-1896	326	1,890	○	
	宝梅中学校	宝梅3丁目 4-20	71-8886	71-3491	383	2,621		○
	光が丘中学校	光が丘2丁目 15-1	74-3448	71-3564	438	2,976		

現 計 画 (変更前)								新 計 画 案 (変更後)											
地区	避難所等	所在地	電話	FAX	収容可能人数(人)		浸水想定 区域内	土砂災害 警戒区域 内	地区	避難所等	所在地	電話	FAX	収容可能人数(人)		浸水想定 区域内	土砂災害 警戒区域 内		
					体育館のみ	施設全部利 用								体育館のみ	施設全部利 用				
第2地区	指 避	県立宝塚高等学校	逆瀬台2丁目2-1	71-0345	71-0347				○	指 避	県立宝塚高等学校	逆瀬台2丁目2-1	71-0345	71-0347				○	
		県立宝塚西高等学校	ゆずり葉台1丁目1-1	73-4035	73-6298						○	予 備 避	共同利用施設伊子志会館	伊子志1丁目6-27	74-7800			44	
	地域利用施設南口会館	南口2丁目14-5-3	73-5396	73-5396		116				116									
	中央公民館	末広町3番53号	73-6600	73-6012		672	○			672	○								
	第3地区	指 定 避 難 所	宝塚小学校	川面1丁目7-34	87-0451	84-0779	368	2,590			指 定 避 難 所	宝塚小学校	川面1丁目7-34	87-0451	84-0779	368	2,590		
売布小学校			売布が丘1-20	84-2441	84-0807	322	2,478			322		2,478							
すみれが丘小学校			すみれが丘1丁目5-1	87-4405	81-0713	570	2,426			570		2,426							
御殿山中学校			御殿山1丁目3-1	86-7771	81-2849	430	2,401			430		2,401					○		
県立宝塚北高等学校			すみれが丘4丁目1-1	86-3291	86-3292													○	
共同利用施設売布会館			売布1丁目7-1	87-5314			117					117							
予 備 避 難 所		川面会館	川面3丁目12-10	090-7096-1624				98			予 備 避 難 所	川面会館	川面3丁目12-10	090-7096-1624				98	
		米谷会館	米谷2丁目17-23	84-9955				172				172							
		びびりめふ公益施設	売布2丁目5-1	85-2274	85-2273		200					200							
		花のみち1番館・2番館3階	栄町1丁目6-1、6-2	87-8741	81-2816		165					165							
		地域利用施設御殿山会館	御殿山2丁目1-81	81-6656			80					80						○	
		市立文化施設ベガ・ホール	清荒神1丁目2-18	84-6192	84-9772														
		市立売布北グラウンド	売布自由が丘8番1号	62-6511															
第4地区	指 定 避 難 所	小浜小学校	小浜4丁目7-10	87-0296	84-0763	787	2,724			指 定 避 難 所	小浜小学校	小浜4丁目7-10	87-0296	84-0763	787	2,724			
		安倉小学校	安倉中6丁目1-1	84-8997	81-0784	322	2,873				322	2,873							
		美座小学校	美座2丁目6-1	87-0019	84-0749	326	1,460	○			326	1,460	○						
		安倉北小学校	安倉北5丁目1-1	87-5744	81-0879	326	1,917				326	1,917							
		宝塚中学校	美座1丁目1-20	87-0292	81-1037	389	3,155	○			389	3,155	○						
		安倉中学校	安倉中6丁目3-1	87-0091	81-0844	430	2,220	○			430	2,220	○						
		市立スポーツセンター(武道館)	小浜1丁目1-11	87-5911	81-0652	647		○			647		○						
		予 備 避 難	まいたに人権文化センター	今里町5-1	84-4461	84-4463		315				予 備 避 難	まいたに人権文化センター	今里町5-1	84-4461	84-4463		315	
	共同利用施設安倉会館	安倉中2丁目2-1	87-1228			128			128										

現 計 画 (変更前)										
	所	〃 小浜会館	小浜5丁目 11-21	84-2463				83		
		〃 泉町会館	泉町 10-5	85-5515				49	○	
		〃 旭町会館	旭町2丁目 22-37	84-4301				85		
		〃 安倉西会館	安倉西2丁目 1-3	86-0021				45		
		地域利用施設美座会館	美座2丁目 10-1	87-4385				115	○	
第5地区	指定避難所	長尾小学校	山本東1丁目 10-10	88-2031	82-2101	326	2,251			
		長尾南小学校	山本南2丁目 10-1	88-3137	89-0795	322	2,602			
		丸橋小学校	山本丸橋4丁目 13-1	89-4145	82-2103	326	2,315			
		長尾中学校	長尾町 7-1	89-3010	89-0496	393	3,134	○		
		南ひばりが丘中学校	南ひばりが丘2丁目 7-1	89-0224	88-5406	430	3,148	○		

新 計 画 案 (変更後)										
	所	〃 小浜会館	小浜5丁目 11-21	84-2463				83		
		〃 泉町会館	泉町 10-5	85-5515				49	○	
		〃 旭町会館	旭町2丁目 22-37	84-4301				85		
		〃 安倉西会館	安倉西2丁目 1-3	86-0021				45		
		地域利用施設美座会館	美座2丁目 10-1	87-4385				115	○	
第5地区	指定避難所	長尾小学校	山本東1丁目 10-10	88-2031	82-2101	326	2,251			
		長尾南小学校	山本南2丁目 10-1	88-3137	89-0795	322	2,602			
		丸橋小学校	山本丸橋4丁目 13-1	89-4145	82-2103	326	2,315			
		長尾中学校	長尾町 7-1	89-3010	89-0496	393	3,134	○		
		南ひばりが丘中学校	南ひばりが丘2丁目 7-1	89-0224	88-5406	430	3,148	○		

地区	避難所等	所在地	電話	FAX	収容可能人数(人)		浸水想定 区域内	土砂災害 警戒区域 内
					体育館のみ	施設全部利 用		
第5地区	予備避難所	中山寺	中山寺2丁目 11-1	87-0024	87-9877	848		○
		ひらい人権文化センター	平井6丁目 3-38	88-2795	88-2774	210		○
		共同利用施設 中山寺会館	中山寺2丁目 6-2	84-5050		98		
		〃 中筋会館	中筋3丁目 61	88-2776		132		
		〃 長尾南会館	山本丸橋2丁目 1-1			145		
		〃 山本野里会館	山本野里2丁目 5-29	89-9596		38		
		東公民館	山本南2丁目 5-2	89-1567	89-1692	725		
第6地区	指定避難所	中山台小学校	中山桜台4丁目 25-1	88-6492	82-2104	330	2,587	
		(旧)中山五月台小学校	中山五月台7丁目4-1	89-5412	82-2105	326	2,223	◎
		山手台小学校	山手台西3丁目 1-1	88-5322	88-5519	613	2,569	○
		長尾台小学校	長尾台1丁目 1-1	072-757-8810	072-740-1427	349	2,429	◎
		中山五月台中学校	中山五月台4丁目20-1	88-7512	89-0759	430	2,495	
		山手台中学校	山手台西1丁目 4-1	88-1201	88-5652	537	2,828	○
		県立宝塚東高等学校	中山五月台1丁目12-1	89-3751	89-3753			
		雲雀丘学園	雲雀丘4丁目2-1	072-759-3000	759-4427			

地区	避難所等	所在地	電話	FAX	収容可能人数(人)		浸水想定 区域内	土砂災害 警戒区域 内
					体育館のみ	施設全部利 用		
第5地区	予備避難所	中山寺	中山寺2丁目 11-1	87-0024	87-9877	848		○
		ひらい人権文化センター	平井6丁目 3-38	88-2795	88-2774	210		○
		共同利用施設 中山寺会館	中山寺2丁目 6-2	84-5050		98		
		〃 中筋会館	中筋3丁目 61	88-2776		132		
		〃 長尾南会館	山本丸橋2丁目 1-1			145		
		〃 山本野里会館	山本野里2丁目 5-29	89-9596		38		
		東公民館	山本南2丁目 5-2	89-1567	89-1692	725		
第6地区	指定避難所	中山台小学校	中山桜台4丁目 25-1	88-6492	82-2104	330	2,587	
		(旧)中山五月台小学校	中山五月台7丁目4-1	89-5412	82-2105	326	2,223	◎
		山手台小学校	山手台西3丁目 1-1	88-5322	88-5519	613	2,569	○
		長尾台小学校	長尾台1丁目 1-1	072-757-8810	072-740-1427	349	2,429	◎
		中山五月台中学校	中山五月台4丁目20-1	88-7512	89-0759	430	2,495	
		山手台中学校	山手台西1丁目 4-1	88-1201	88-5652	537	2,828	○
		県立宝塚東高等学校	中山五月台1丁目12-1	89-3751	89-3753			
		雲雀丘学園	雲雀丘4丁目2-1	072-759-3000	759-4427			

現 計 画 (変更前)							
予備避難所	共同利用施設 山本台会館	山本台 1 丁目 13-3	080-6126-1 398			74	
	// 松が丘会館	花屋敷松が丘 21-22				36	
	中山台コミュニティセンター	中山桜台 5 丁目 15-2	89-9605	80-0651		357	○
	雲雀丘 サビスターション 雲雀丘倶楽部	雲雀丘 1 丁目 1-1	072-758-7680			126	
第 7 地区 指 定	西谷小学校	大原野字石保 34-1	91-0324	83-5008	322	1,463	
	西谷中学校	大原野字石保 46	91-0312	91-0288	337	1,372	
	宝塚自然の家	大原野字松尾 1	91-0303		357	357	
予 備	武田尾公会堂	玉 瀬 字 イ ヅ リ ハ 1-88				20	○ ○

※1 予備避難所は、原則として要配慮者優先避難所とする。

※2 「土砂災害警戒区域内」欄中の「◎」表記は当該土砂災害警戒区域内に土砂災害特別警戒区域を含む。

※3 「(旧) 宝塚市立中山五月台小学校」は同小学校が令和 4 年 4 月 1 日付で廃校となったため仮称としています。

(2) 福祉避難所

特に介護が必要な方のために、必要な設備や人員を整備した専用の施設

No	福祉避難所	所在地	電話	F A X	浸水想定 区域内	土砂災害 警戒区域 内
1	宝塚市総合福祉センター	安倉西 2 丁目 1-1	86-5000	86-5069		
2	市立老人福祉センター(フレミラ宝塚)	売布東の町 12-8	85-3861	85-3882	○	
3	市立養護学校	安倉中 6 丁目 1-3	84-5686	81-0847		
4	特別養護老人ホーム花屋敷栄光園	※1 切畑字長尾山 5-321	072-740-3388	072-740-3980		○
5	特別養護老人ホーム宝塚栄光園	※1 ゆずり葉台 3 丁目 1-2	71-1151	77-3072		
6	特別養護老人ホーム宝塚ちどり	※2 亀井町 10-30	73-0880	73-0890	○	
7	特別養護老人ホームケアホーム中山ちどり	※2 中山桜台 1 丁目 7-1	82-0201	82-2525		
8	安倉デイサービスセンター	※3 安倉西 2 丁目 1-2	81-2030	81-5599		
9	安倉西身体障碍(がい)者支援センター	※3 安倉西 2 丁目 1-2	81-2032	81-6243		
10	介護老人保健施設ステップハウス宝塚	※4 小浜 4 丁目 5-6	86-8823	86-8494		
11	介護老人福祉施設 夢御殿山	※5 御殿山 1 丁目 3-3	85-2951	85-2952		○
12	特別養護老人ホーム 宝塚あいわ苑	※6 中筋 2 丁目 10-18	80-4165	80-4111		
13	特別養護老人ホーム宝塚シニアコミュニテイ	※7 大原野字南穴虫 1-253	83-5010	83-5011		
14	介護老人保健施設 西谷憩いの家	※8 大原野字波坂 2 番地 7	91-1234	91-0999		
15	介護老人保健施設 ケアヴィラ宝塚	※9 亀井町 10-51	71-6510	71-6503	○	
16	オアシス宝塚 居宅介護支援事業所	※10 小浜 3 丁目 12-23	85-5003	86-4761	○	
17	特別養護老人ホーム 宝塚まどか園	※11 美座 2 丁目 22-2	83-1175	83-1176	○	
18	介護老人保健施設 エスベランサ	※12 山本丸橋 2 丁目 22 番 1 号	82-3338	89-1260	○	
19	特別養護老人ホーム 宝塚すみれ栄光園	※1 弥生町 2 番 2 号	85-3656	85-3562		
20	特別養護老人ホーム 星花苑	※13 川面字長尾山 1 5 - 1 6	83-3001	83-3006		

新 計 画 案 (変更後)							
予備避難所	共同利用施設 山本台会館	山本台 1 丁目 13-3	080-6206-2 157			74	
	// 松が丘会館	花屋敷松が丘 21-22				36	
	中山台コミュニティセンター	中山桜台 5 丁目 15-2	89-9605	80-0651		357	○
	雲雀丘 サビスターション 雲雀丘倶楽部	雲雀丘 1 丁目 1-1	072-758-7680			126	
第 7 地区 指 定	西谷小学校	大原野字石保 34-1	91-0324	83-5008	322	1,463	
	西谷中学校	大原野字石保 46	91-0312	91-0288	337	1,372	
			(削除)				
予 備	武田尾公会堂	玉 瀬 字 イ ヅ リ ハ 1-88				20	○ ○

※1 予備避難所は、原則として要配慮者優先避難所とする。

※2 「土砂災害警戒区域内」欄中の「◎」表記は当該土砂災害警戒区域内に土砂災害特別警戒区域を含む。

※3 「(旧) 宝塚市立中山五月台小学校」は同小学校が令和 4 年 4 月 1 日付で廃校となったため仮称としています。

(2) 福祉避難所

特に介護が必要な方のために、必要な設備や人員を整備した専用の施設

No	福祉避難所	所在地	電話	F A X	浸水想定 区域内	土砂災害 警戒区域 内
1	宝塚市総合福祉センター	安倉西 2 丁目 1-1	86-5000	86-5069		
2	市立老人福祉センター(フレミラ宝塚)	売布東の町 12-8	85-3861	85-3882	○	
3	市立たからづか支援学校	安倉中 6 丁目 1-3	84-5686	81-0847		
4	特別養護老人ホーム花屋敷栄光園	※1 切畑字長尾山 5-321	072-740-3388	072-740-3980		○
5	特別養護老人ホーム宝塚栄光園	※1 ゆずり葉台 3 丁目 1-2	71-1151	77-3072		
6	特別養護老人ホーム宝塚ちどり	※2 亀井町 10-30	73-0880	73-0890	○	
7	特別養護老人ホームケアホーム中山ちどり	※2 中山桜台 1 丁目 7-1	82-0201	82-2525		
8	安倉デイサービスセンター	※3 安倉西 2 丁目 1-2	81-2030	81-5599		
9	安倉西身体障碍(がい)者支援センター	※3 安倉西 2 丁目 1-2	81-2032	81-6243		
10	介護老人保健施設ステップハウス宝塚	※4 小浜 4 丁目 5-6	86-8823	86-8494		
11	介護老人福祉施設 夢御殿山	※5 御殿山 1 丁目 3-3	85-2951	85-2952		○
12	特別養護老人ホーム 宝塚あいわ苑	※6 中筋 2 丁目 10-18	80-4165	80-4111		
13	特別養護老人ホーム宝塚シニアコミュニテイ	※7 大原野字南穴虫 1-253	83-5010	83-5011		
14	介護老人保健施設 西谷憩いの家	※8 大原野字波坂 2 番地 7	91-1234	91-0999		
15	介護老人保健施設 ケアヴィラ宝塚	※9 亀井町 10-51	71-6510	71-6503	○	
16	オアシス宝塚 居宅介護支援事業所	※10 小浜 3 丁目 12-23	85-5003	86-4761	○	
17	特別養護老人ホーム 宝塚まどか園	※11 美座 2 丁目 22-2	83-1175	83-1176	○	
18	介護老人保健施設 エスベランサ	※12 山本丸橋 2 丁目 22 番 1 号	82-3338	89-1260	○	
19	特別養護老人ホーム 宝塚すみれ栄光園	※1 弥生町 2 番 2 号	85-3656	85-3562		
20	特別養護老人ホーム 星花苑	※13 川面字長尾山 1 5 - 1 6	83-3001	83-3006		

現 計 画 (変更前)							新 計 画 案 (変更後)																						
21	障害者支援施設 希望の家 グリーンホーム ※14	玉瀬字田島10番地	91-1800	91-1801			21	障害者支援施設 希望の家 グリーンホーム ※14	玉瀬字田島10番地	91-1800	91-1801																		
22	障害者支援施設 希望の家 サンホーム ※14	玉瀬字田島9番地	91-1045	91-1256		○	22	障害者支援施設 希望の家 サンホーム ※14	玉瀬字田島9番地	91-1045	91-1256		○																
23	障害者支援施設 希望の家 ワークセンター ※14	安倉西3丁目1番5号	87-0141	84-0738	○		23	障害者支援施設 希望の家 ワークセンター ※14	安倉西3丁目1番5号	87-0141	84-0738	○																	
24	障害者支援施設 ななくさ育成園 ※15	東洋町3番15号	26-7481	26-7482	○		24	障害者支援施設 ななくさ育成園 ※15	東洋町3番15号	26-7481	26-7482	○																	
							25	救護施設 ななくさ厚生院 ※15	東洋町3番15号	63-5225	63-5226	○																	
※1	社会福祉法人 聖隷福祉事業団	※2	社会福祉法人 晋栄福祉会	※3	社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会	※4	一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社	※5	社会福祉法人 宝塚御殿山福祉会	※6	社会福祉法人 愛和会	※7	社会福祉法人 宝成会	※8	社会福祉法人 西谷会	※9	医療法人 尚和会	※10	社会福祉法人 ジェイエイ兵庫六甲福祉会	※11	社会福祉法人 正久福祉会	※12	医療法人社団 六心会	※13	社会福祉法人 藤寿会	※14	社会福祉法人 希望の家	※15	社会福祉法人 阪神福祉事業団
(No4～10について、6-2-2-10 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書、 No11～24について、6-2-2-11 宝塚市福祉避難所の指定、開設及び管理運営に関する							(No4～10について、6-2-2-10 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書、 No11～25について、6-2-2-11 宝塚市福祉避難所の指定、開設及び管理運営に関する																						
<u>(新設)</u>							<u>6-2-13 地域防災計画に係る補足マニュアル(原子力災害編)</u> <u>地域防災計画に係る補足マニュアル(原子力災害編)</u> <u>(第1章 第1節より一部抜粋)</u>																						
							第1章 総則 第1節 計画の趣旨 1 計画の目的 <u>この計画は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号、以下「原災法」という。)の規定に基づき、市の地域に係る原子力災害等に関する対策について、次の事項を定めることにより、宝塚市地域防災計画を補完するとともに、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。また、兵庫県地域防災計画とも整合性を図る内容とする。</u>																						
							<u>(1) 市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</u> <u>(2) 災害予防に関する計画</u> <u>(3) 災害応急対策に関する計画</u> <u>(4) 災害復旧に関する計画</u>																						
							2 定義 <u>内容省略</u>																						
							3 対象災害 <u>東京電力福島第一原子力発電所では、平成23年3月11日の東日本大震災による地震動と津波の影響により、炉心融解など一連の放射性物質の放出をともなった原子力事故が発生した。放射線は、直接五感で感知することができないため、放射性物質に関する事故災害が発生した場合、適切に行動することが困難となるおそれがあり、市民への影響に配慮が必要なことから、以下のような事故を想定して対応策を検討する必要がある。</u>																						

現 計 画 (変更前)	新 計 画 案 (変更後)
	<p><u>(1) 放射性物質の事業所以外運搬の際に、放射性物質又は放射線が容器外に放出される事態</u> 放射性物質の事業所外での運搬において、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合のことで、この事故によって、付近の住民が避難しなければならない事態が発生する確率は大変低いと考えられるが、放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、15mの立ち入り禁止区域の設定及び事故現場から100mの範囲において、関係法令等に基づき講じるべき防災対策を実施する。 ※原子力規制委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」では、「対象輸送物に法令の基準を超える事象を想定しても、原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低いと考えられ、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、防災対策は十分可能であるとする(要約)」とされている。</p> <p><u>(2) 放射性同位元素取扱事業所外に放射性同位素又は放射線が異常な水準で放出される事態</u> 放射性同位元素又は放射線が、異常な水準で放射性同位元素取扱事業所外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合のことで、これまで国内では施設外に放射能の影響が生じた事例は報告されていない。 しかし、取扱事業所は人口の多い所に立地しており、事故等が発生した場合の影響が大きいことから、万々に備えた対応を検討しておく必要がある。</p> <p><u>(3) 放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が不法廃棄される事態</u> 放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が発見される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合のことで、神戸市等での事例(平成12年5月)を参考として想定する。</p> <p><u>(4) 原子力発電所事故における放射性物質の流出</u> 原子炉及びその付属施設(以下「原子炉施設」という。)においては、多重の物理的防護壁が設けられているほか、大規模な自然災害や火災・内部溢水・停電等によるシビアアクシデントを防止するために、津波防護壁や防潮扉の設置、非常用電源の強化などの対策がとられている。さらに、万一シビアアクシデントが発生しても、炉心損傷の防止、格納容器の閉じ込め機能等の維持、放射性物質の拡散抑制のための対策がとられている。これらの深層防護が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。 これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団(プルーム)となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に付着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別留意が必要である。</p> <p>4 マニュアルの性格と役割 このマニュアルは、対象原子力災害等に関して、兵庫県地域防災計画との整合性を基に市の役割と責任を明確にするものである。 またこのマニュアルは、実効性確保のため、訓練を実施し検証に努めるとともに、対象原子力災害等の対策に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加える。 このマニュアルに特別の定めのない事項については、本市地域防災計画の規定に準じて対応する。</p> <p><u>(以下本マニュアル参照)</u></p>

現 計 画 (変更前)

6-2-13 災害時における支援協力に関する協定
6-2-13-1~11

【新協定の追加】

6-2-14 包括連携協定
6-2-14-1~11

【新協定の追加】

【新協定の追加】

6-3 感染症対策活動・生活衛生対策に関する事項

6-3-2 ごみ処理施設の現況

(1) ごみ処理施設

施 設	施設規模	建築概要	床面積	竣工年月日
ごみ焼却施設 全連続燃焼式 焼却炉	320t/日 (160t/日×2基)	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下2階地上5階建	8,621.26㎡	昭和63年10月
<u>粗大ごみ処理施設</u>	<u>70t/日</u> (1日=5H)	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 <u>地上4階建</u>	<u>3,574.97㎡</u>	<u>平成2年3月</u>
クリーンセンター 管理棟		鉄筋コンクリート造 地上3階建	1,496.68㎡	平成2年2月
不燃物埋立処分地 (埋立休止中)	埋立処分状況 埋立量 74,946m ³	面積 87,545㎡ 容積 88,275m ³		

新 計 画 案 (変更後)

6-2-14 災害時における支援協力に関する協定
6-2-14-1~11

6-2-14-12 宝塚市と日産自動車・兵庫日産自動車株式会社・日産大阪販売株式会社との災害時における電気自動車からの電力供給に関する協定
(協定内容省略)

6-2-15 包括連携協
6-2-15-1~11

6-2-15-12 宝塚市と尼崎信用金庫との包括連携協定書
(協定内容省略)

6-2-15-13 宝塚市と株式会社ティップネスとの包括連携協定書
(協定内容省略)

6-3 感染症対策活動・生活衛生対策に関する事項

6-3-2 ごみ処理施設の現況

(1) ごみ処理施設

施 設	施設規模	建築概要	床面積	竣工年月日
ごみ焼却施設 全連続燃焼式 焼却炉	320t/日 (160t/日×2基)	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下2階地上5階建	8,621.26㎡	昭和63年10月
<u>仮設リサイクル処 理施設</u>	<u>39.9t/日</u> (1日=5H)	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	<u>3,265.51㎡</u>	<u>令和6年3月</u>
クリーンセンター 管理棟		鉄筋コンクリート造 地上3階建	1,496.68㎡	平成2年2月

現 計 画 (変更前)

6-4 応急給水対策等に関する事項
 6-4-1~6-4-2 略
 6-4-3 応急給水用資機材及び応急給水源
 (3) 上下水道局保有車両一覧
 (令和4年4月現在)

	小型 乗用 車	小型・普通貨物車			軽 四 乗 用 車	軽 四 貨 物 車	特 殊 車	計
		トラ ック	ダ ンプ	バ ン				
総務課	1				1			2
経営企画課								
浄水課				3		3		6
水質検査室				1		1		2
工務課					1	4	2	18
給排水設備課		2	2	7		1		5
下水道課				2		2		6
計	1	2	3	13	3	15	2	39

6-7 食品等物資供給対策に関する事項
 6-7-1 備蓄倉庫・備蓄物資
 6-7-1-1 備蓄倉庫一覧
[国民健康保険診療所 \(大原野字南穴虫 1-85\)](#)
 画像省略

6-7-3 生活物資確保に関する協定
[6-7-3-5 災害時における飲料水等の調達に関する協定書](#)
 (協定内容省略)

6-7-3-6~11

[【新協定の追加】](#)

[【新協定の追加】](#)

[【新協定の追加】](#)

新 計 画 案 (変更後)

6-4 応急給水対策等に関する事項
 6-4-1~6-4-2 略
 6-4-3 応急給水用資機材及び応急給水源
 (3) 上下水道局保有車両一覧
 (令和7年10月現在)

	小型 乗用 車	小型・普通貨物車			軽 四 乗 用 車	軽 四 貨 物 車	特 殊 車	計	
		トラ ック	ダ ンプ	バ ン					
総務課	1				1			2	
経営企画課									
浄水課				3		3		6	
水質検査室				1		1		2	
工務課		2	2	7		1	4	2	18
給排水設備課				2		1		5	
下水道課						5		6	
計	1	3	2	13	3	15	2	39	

6-7 食品等物資供給対策に関する事項
 6-7-1 備蓄倉庫・備蓄物資
 6-7-1-1 備蓄倉庫一覧
[宝塚市立西谷中学校 \(大原野字石保 46 番\)](#)
 画像省略

6-7-3 生活物資確保に関する協定
 削除

6-7-3-5~10

6-7-3-11 [宝塚市と株式会社ほっかほっか亭総本部との災害時の物資の供給に関する協定書](#)
 (協定内容省略)

6-7-3-12 [宝塚市とコーナン商事株式会社との災害時の物資の供給に関する協定書](#)
 (協定内容省略)

6-7-3-13 [宝塚市と株式会社 mik japan との災害時の物資の供給に関する協定書](#)
 (協定内容省略)

現 計 画 (変更前)

6-10 その他生活救援対策全般及び財源確保に関する事項
 6-10-1
 1 略
 2 令和5年度災害救助基準

令和5年4月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれの者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり (建設型仮設住宅) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 (借上型仮設住宅) 世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準じて設定 2 限度額 1戸当たり (建設型仮設住宅) 6,775,000円以内 (借上型仮設住宅) 地域の実情に応じた額 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)	(建設型仮設住宅) 災害発生の日から20日以内着工 (借上型仮設住宅) 速やかに供与	1 建設型仮設住宅の場合における限度額は、平均1戸当たり6,775,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内

新 計 画 案 (変更後)

6-10 その他生活救援対策全般及び財源確保に関する事項
 6-10-1 災害救助基準
 1 略
 2 令和7年度災害救助基準

令和7年11月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれの者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談に当たる職員等の配置経費、高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用、日常生活上の支援を行うために必要な消耗品器材費などを加算できる。 3 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	1 規格 1戸当たり (建設型応急住宅) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 (賃貸型応急住宅) 世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準じて設定 2 限度額 1戸当たり (賃貸型応急住宅) 7,089,000円以内 (賃貸型応急住宅) 地域の実情に応じた額 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)	(建設型応急住宅) 災害発生の日から20日以内着工 (賃貸型応急住宅) 災害発生の日から速やかに供与	1 建設型応急住宅の場合における限度額は、平均1戸当たり7,089,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内

現 計 画 (変更前)																																										
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 <u>全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者</u>	1人1日当たり <u>1,230円</u> 以内	災害発生の日から7日以内	<u>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。</u> (1食は1/3日)																																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 <u>輸送費、人件費は別途計上</u>																																						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<u>全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な衣服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</u>	1 夏期(4月~9月)冬期(10月~3月)の季節は災害の発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全全流</td> <td>壊焼失 夏</td> <td><u>19,200</u></td> <td><u>24,600</u></td> <td><u>36,500</u></td> <td><u>43,600</u></td> <td><u>55,200</u></td> <td><u>8,000</u></td> </tr> <tr> <td>壊焼失 冬</td> <td><u>31,800</u></td> <td><u>41,100</u></td> <td><u>57,200</u></td> <td><u>66,900</u></td> <td><u>84,300</u></td> <td><u>11,600</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼床上浸水</td> <td>壊焼失 夏</td> <td><u>6,300</u></td> <td><u>8,400</u></td> <td><u>12,600</u></td> <td><u>15,400</u></td> <td><u>19,400</u></td> <td><u>2,700</u></td> </tr> <tr> <td>壊焼失 冬</td> <td><u>10,100</u></td> <td><u>13,200</u></td> <td><u>18,800</u></td> <td><u>22,300</u></td> <td><u>28,100</u></td> <td><u>3,700</u></td> </tr> </tbody> </table>					区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全全流	壊焼失 夏	<u>19,200</u>	<u>24,600</u>	<u>36,500</u>	<u>43,600</u>	<u>55,200</u>	<u>8,000</u>	壊焼失 冬	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>57,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>	半壊半焼床上浸水	壊焼失 夏	<u>6,300</u>	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,400</u>	<u>19,400</u>	<u>2,700</u>	壊焼失 冬	<u>10,100</u>	<u>13,200</u>	<u>18,800</u>	<u>22,300</u>	<u>28,100</u>	<u>3,700</u>
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																			
全全流	壊焼失 夏	<u>19,200</u>	<u>24,600</u>	<u>36,500</u>	<u>43,600</u>	<u>55,200</u>	<u>8,000</u>																																			
	壊焼失 冬	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>57,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>																																			
半壊半焼床上浸水	壊焼失 夏	<u>6,300</u>	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,400</u>	<u>19,400</u>	<u>2,700</u>																																			
	壊焼失 冬	<u>10,100</u>	<u>13,200</u>	<u>18,800</u>	<u>22,300</u>	<u>28,100</u>	<u>3,700</u>																																			
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所...国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																						

新 計 画 案 (変更後)																																										
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 <u>住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者</u>	1人1日当たり <u>1,390円</u> 以内	災害発生の日から7日以内	(1食は1/3日)																																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)		災害発生の日から7日以内																																							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<u>全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</u>	1 夏期(4月~9月)冬期(10月~3月)の季節は災害の発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全全流</td> <td>壊焼失 夏</td> <td><u>20,300</u></td> <td><u>26,100</u></td> <td><u>38,700</u></td> <td><u>46,200</u></td> <td><u>58,500</u></td> <td><u>8,500</u></td> </tr> <tr> <td>壊焼失 冬</td> <td><u>33,700</u></td> <td><u>43,500</u></td> <td><u>60,600</u></td> <td><u>70,900</u></td> <td><u>89,300</u></td> <td><u>12,300</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼床上浸水</td> <td>壊焼失 夏</td> <td><u>6,700</u></td> <td><u>8,900</u></td> <td><u>13,400</u></td> <td><u>16,300</u></td> <td><u>20,500</u></td> <td><u>2,900</u></td> </tr> <tr> <td>壊焼失 冬</td> <td><u>10,700</u></td> <td><u>14,000</u></td> <td><u>19,900</u></td> <td><u>23,600</u></td> <td><u>29,800</u></td> <td><u>3,900</u></td> </tr> </tbody> </table>					区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全全流	壊焼失 夏	<u>20,300</u>	<u>26,100</u>	<u>38,700</u>	<u>46,200</u>	<u>58,500</u>	<u>8,500</u>	壊焼失 冬	<u>33,700</u>	<u>43,500</u>	<u>60,600</u>	<u>70,900</u>	<u>89,300</u>	<u>12,300</u>	半壊半焼床上浸水	壊焼失 夏	<u>6,700</u>	<u>8,900</u>	<u>13,400</u>	<u>16,300</u>	<u>20,500</u>	<u>2,900</u>	壊焼失 冬	<u>10,700</u>	<u>14,000</u>	<u>19,900</u>	<u>23,600</u>	<u>29,800</u>	<u>3,900</u>
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																			
全全流	壊焼失 夏	<u>20,300</u>	<u>26,100</u>	<u>38,700</u>	<u>46,200</u>	<u>58,500</u>	<u>8,500</u>																																			
	壊焼失 冬	<u>33,700</u>	<u>43,500</u>	<u>60,600</u>	<u>70,900</u>	<u>89,300</u>	<u>12,300</u>																																			
半壊半焼床上浸水	壊焼失 夏	<u>6,700</u>	<u>8,900</u>	<u>13,400</u>	<u>16,300</u>	<u>20,500</u>	<u>2,900</u>																																			
	壊焼失 冬	<u>10,700</u>	<u>14,000</u>	<u>19,900</u>	<u>23,600</u>	<u>29,800</u>	<u>3,900</u>																																			
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具等破損の実費 2 病院又は診療所...国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																						

現 計 画 (変更前)					新 計 画 案 (変更後)				
助産	災害発生の日以 前又は以後7日以 内に分べんした者 であって災害のため 助産の途を失った者 (出産のみならず、 死産及び流産を含み 現に助産を要する状態 にある者)	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料等 の実費 2 助産師による場合は、 慣行料金の100分の80以 内の額	分べん した日か ら7日以 内	妊婦等の移送費は、別途計上	助産	災害発生の日以 前又は以後7日以 内に分べんした者 であって災害のため 助産の途を失った者 (出産のみならず、 死産及び流産を含み 現に助産を要する状態 にある者)	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料等 の実費 2 助産師による場合は、 慣行料金の100分の80以 内の額	災害発 生の日か ら7日以 内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身 体が危険な状態 にある者 2 <u>生死不明な状 態にある者</u>	<u>当該に地域における通常の 実費</u>	災害発 生の日か ら3日以 内	1 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体の 捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計 上	被災者の救出	1 現に生命、身 体が危険な状態 にある者 2 <u>生死不明な状 態にある者を捜 索し、又は救出 する者</u>	<u>舟艇その他救出のための機 械、器具等の借上費又は購 入費、修繕費及び燃料費と して当該地域における通常 の実費</u>	災害発 生の日か ら3日(72 時間)以内	1 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体の 捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計 上
<u>(新設)</u>									
被災した住宅 の応急修理	1 住家が半壊若 しくは準半壊を 受け自らの資力 により応急修理 をすることがで きない者 2 大規模な補修 を行わなければ 居住することが 困難である程度 に住家が半壊若 しくは準半壊を 受けた者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度の 部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若し くは半焼の被害を受けた 世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程 度の損傷(準半壊)によ り被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発 生の日か ら1ヶ月 以内	住宅の応急修理は、応急仮設住 宅に入居することなく、自宅 で日常生活を継続できるように する制度のため、特別な事情が ある場合を除き、応急仮設住宅 と住宅の応急修理の併給は原則不 可	福祉サービス の提供	現に被害を受け、 避難生活におい て配慮を必要と する災害時要配 慮者(高齢者、 障害者、子ども、 妊産婦その他の 者)	1 消耗器材費、器物の使 用謝金、借上費もしくは購 入費 2 福祉避難所の設置につ いては、消耗器材費、建物 の使用謝金、器物の使用謝 金、借上費もしくは購入費、 光熱水費、仮設便所等の設 置費	災害発 生の日か ら7日以 内	
住宅の応急修 理(住家の被 害の拡大を防 止するための 緊急の修理)	住家が半壊(焼) 又はこれに準ず る程度の損傷を 受け、雨水の侵 入等を放置すれ ば住家の被害が 拡大するおそれ がある者	住家の被害の拡大を防止 するための緊急の修理が必 要な部分に対して、 1世帯当たり53,900円以内	災害発 生の日か ら10日以 内に完了	大規模半壊、中規模半壊、半壊、 準半壊相当の住家が対象(全 壊は、修理することで居住す ることが可能な場合のみ)	住宅の応急修 理(日常生活 に必要な最小 限の部分の修 理)	1 住家が半壊 (焼)し、自ら の資力では応急 修理をすること ができない者、 大規模な補修を	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度の 部分に対して、 1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若し くは半焼の被害を受けた	災害発 生の日か ら3ヶ月 以内に完 了(ただ し、国の災	住宅の応急修理は、応急仮設住 宅に入居することなく、自宅 で日常生活を継続できるように する制度のため、特別な事情が ある場合を除き、応急仮設住宅 と住宅の応急修理の併給は原則不
<u>(新設)</u>									

現 計 画 (変更前)					新 計 画 案 (変更後)				
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から1ヶ月以内(教科書) 15日以内(文房具及び通学用品)	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	学用品の給与	住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水による喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書、正規の教材は実費 2 文房具、通学用品及びその他の学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円以内 中学校生徒 5,800円以内 高等学校等生徒 6,300円以内	災害発生の日から(教科書)1ヶ月以内(文房具、通学用品及びその他の学用品)15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者を搜索するもの	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

現 計 画 (変更前)				
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり <u>3,300円</u> 以内 一時保存 内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり <u>5,500円</u> 以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	<u>居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者</u>	1世帯当たり <u>138,700円</u> 以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理得 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行例第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

新 計 画 案 (変更後)				
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1体当たり <u>3,700円</u> 以内 一時保存 内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり <u>5,900円</u> 以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	<u>半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者</u>	1世帯当たり <u>143,900円</u> 以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理得 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行例第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

現 計 画 (変更前)

新 計 画 案 (変更後)

6-10-8 宝塚市援護資金貸付基金条例による援護資金の内容

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期間	利 子	備 考
生業資金	15万円以内	6カ月以内	10万円以下 34カ月以内 10万円を超え 12万円以下 35カ月以内 12万円を超え 15万円以下 38カ月以内 15万円を超え 20万円以下 40カ月以内	無利子	
医療資金					
住宅資金	20万円以内				家屋の補修、住宅の借入れの場合
生活資金	1人世帯 10万円以内				
	2人世帯 12万円以内				
	3人以上世帯 15万円以内				
教育資金	15万円以内				
その他		育児、助産、葬祭時の場合			

(削除)

6-10-9~15

【新協定の追加】

6-10-8~14

6-10-15 宝塚市と株式会社ティップネとの災害時における健康プログラムの実施に関する協定書
(協定内容省略)

現 計 画 (変更前)

新 計 画 案 (変更後)

資料 3

宝塚市地域強靱化計画【第2期】

TAKARAZUKA CITY NATIONAL REINFORCEMENT REGIONAL PLAN

～強さとしなやかさを持った安全・安心なまちづくり～

案

目次

第1章 計画策定の目的と位置づけ	1
第1節 宝塚市地域強靱化計画の策定の目的	1
第2節 宝塚市地域強靱化計画の位置づけ	2
第3節 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係	2
第4節 計画期間	3
第5節 SDGs	3
第6節 計画管理	4
第2章 宝塚市の地域強靱化の基本目標	5
第1節 基本目標	5
第2節 事前に備えるべき目標	5
第3節 地域強靱化を進める上での基本的な方針	6
第3章 宝塚市の特性	7
第1節 位置	7
1 位置	7
2 緯度、経度	7
3 隣接市町	7
第2節 面積、広がり及び標高	7
第3節 地形、地質	8
第4節 河川	9
第5節 気象	9
第4章 本市における大規模自然災害被害想定	10
第1節 市役所直下を震源とする内陸直下型地震被害想定	10
1 想定地震による被害想定上の前提条件	10
2 物的被害	10
3 人的被害	11
4 南海トラフ巨大地震の被害想定（兵庫県全体）	11
第2節 風水害等	12
1 浸水害	12
2 土砂災害	14
第5章 リスクシナリオと脆弱性の評価	15
1 起きてはならない最悪の事態の設定	15
2 リスクシナリオに係る脆弱性評価	17

目標1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。	17
目標2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。	22
目標3	必要不可欠な行政機能は確保する。	28
目標4	経済活動を機能不全に陥らせない。	29
目標5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	30
目標6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する ..	33
第6章	具体的な取組の方針	36
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。	36
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。	38
3	必要不可欠な行政機能は確保する。	40
4	経済活動を機能不全に陥らせない。	41
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	42
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。 ...	44
第7章	計画の推進と進捗管理について	46
第1節	計画の推進	46
第2節	総合計画の施策分野との相関（マトリクス）	46
第3節	計画の進捗管理（別表）	58
第8章	地域強靱化に向けた交付金・補助金の活用	58

第1章 計画策定の目的と位置づけ

第1節 宝塚市地域強靱化計画の策定の目的

宝塚市では、これまで地域防災計画の「計画本編」、「災害対応マニュアル編」及び「資料・様式編」を毎年の宝塚市防災会議において改定するとともに、「避難情報の判断・伝達マニュアル」「避難所運営マニュアル」などを適宜見直し、コミュニティ単位の「地区防災計画」作成の支援を行うなど、市民の安全・安心の確保のために、防災・減災対策を総合的に取組んできました。

一方、国においては、「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に関する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」を公布・施行し、平成26年6月には、「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」が閣議決定され、国土の防災力向上の取り組みが進められてきました。兵庫県においても平成28年1月「兵庫県強靱化計画」が策定され、国と地方が丸となって大規模災害に備えた地域づくりを推進してきました。

また、令和5年7月に新たな基本計画が閣議決定され、必要な施策の柱を「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」「災害時における防災力の一層の強化（地域力の発揮）」の5つが明示されたうえで、施策ごとの推進方針が示され、地域計画の羅針盤として、より住民に身近な単位で作られる国土強靱化地域計画の具体的な施策展開が求められたうえで、令和5年10月に通知された国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）では、地域計画は、国家レベルでは捉えることが困難な地域特性を踏まえる一方、基本計画との調和が必要であり、各府省庁による助言等の支援を行うとともに、地域計画の実効性を確保し、地域の強靱化が着実に進むよう、地域計画に明記された取組に対する支援の重点化等を図る、として記載されました。

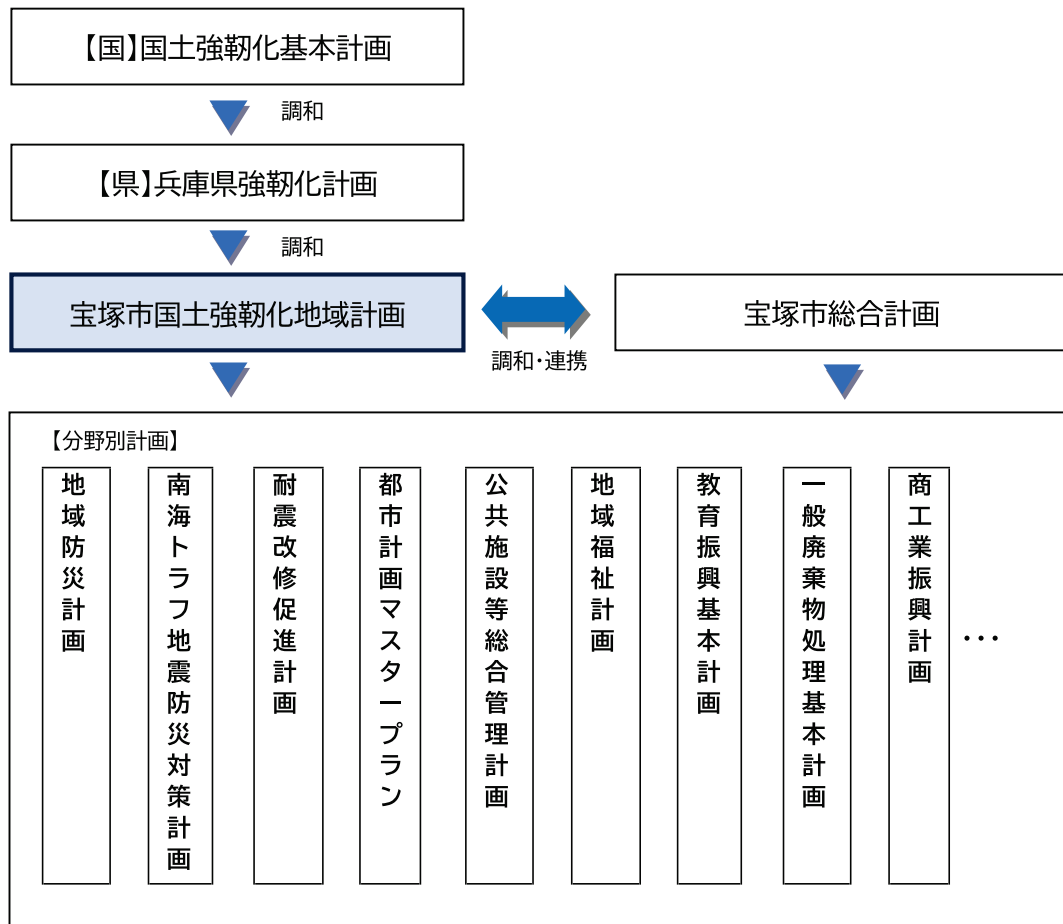
さらに基本計画に基づく施策実施に関する法定計画として、令和7年6月に閣議決定された第一次国土強靱化実施中期計画（令和8年～令和12年）では、気候変動、巨大地震の強大化に対してインフラの老朽化による「災害外力・耐力の変化」、人口減少や少子高齢化による「社会状況の変化」、併せて人材確保への対応と革新的技術の活用を図る「事業実施環境の変化」の3つの観点から、施策間連携の強化を踏まえた横断的でフェーズフリーな取組の施策と予算規模が示されました。

宝塚市においても、基本法及び基本計画の方針と併せ、国が掲げる実施中期計画の施策を踏まえつつ、南海トラフ地震の被害想定をはじめとする激甚化災害に備えるため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域」を作り上げるための取り組みをまとめ、国からの財政支援を活用しつつ強靱化を推進していくための「宝塚市地域強靱化計画」を策定し、災害に強く強靱なまちづくりの更なる推進を目指すものです。

第2節 宝塚市地域強靱化計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本法第14条に基づき、国の基本計画及び兵庫県強靱化計画との調和を保つ計画としています。

また、本市の宝塚市総合計画等の基本的な考え方と整合を図ったうえで、各分野別計画における国土強靱化に関する指針となるものです。両計画の検討、進捗管理等を一体的に行うことにより、効率的・効果的な取組につなげる必要があります。



第3節 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係

国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係を以下のように整理しています。国土強靱化地域計画は、平常時におけるあらゆる災害リスクに対する備えを整理した計画で、地域防災計画は特定の災害に対する発災前、発災時、発災後における対応を整理した計画です。

災害予防、応急体制整備、防災に関する体制整備については、両計画に共通していますが、国土強靱化地域計画は、社会経済システムの強靱化に関する施策を含む一方、地域防災計画は、特定の災害に対する応急、復旧・復興を含む点が異なります。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	あらゆるリスクを想定し、最悪の事態（リスクシナリオ）に陥ることを回避するための施策	地震や洪水などのリスクを特定し、そのリスクに対する対応を検討
施策内容	社会経済システムの強靱化に向けた、リスクシナリオを回避するための施策	予防、応急、復旧復興のための施策や組織体制
施策の対象	発災前	発災前、発災時、発災後
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法

第4節 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や具体的な取組の進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

第5節 SDGs

平成27年9月の国連総会において、持続可能な開発目標（SDGs＝Sustainable Development Goals）が全会一致で採択されました。SDGsは、「誰ひとり取り残さない（No one will be left behind）」社会の実現を目指すための国際目標であり、環境の保護や貧困の撲滅、ジェンダーの平等などの包摂性のある17のゴール・169のターゲットを設定しています。

また、前身のミレニアム開発目標（MDGs＝Millennium Development Goals）とは異なり、途上国だけでなく、全ての国連加盟国、地域が取り組むべきものとされており、これを受け、様々な取組が世界各地で進められています。我が国においても、持続可能な社会づくりに向け、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が進められており、本計画においても、DEI（多様性・公平性・包摂性）の観点を踏まえたSDGsとの協調を目標に施策を推進していきます。



第6節 計画管理

地域計画は、「地域の強靱化」という『幅広い分野』に及ぶ施策にかかる『最上位計画』（アンブレラ計画）であることから、地方公共団体の運営にあたっての総合的な指針として策定されている「総合計画」と一体的に検討・推進することが求められるため、企画経営部とも連携を密にしながら、本計画の進行管理及び見直しについては、宝塚市都市安全部総合防災課を事務局として他部局と調整することとします。

第2章 宝塚市の地域強靱化の基本目標

国の基本計画、県地域計画を踏まえつつ、宝塚市総合計画における安全・都市基盤では、本市の目指す姿として、「～災害に強く、安全でいつまでも快適に住み続けることができるまちづくり～」と定めています。

また、阪神・淡路大震災で得た経験と教訓を継承していくなかで、近年の大規模地震や豪雨災害などの課題を踏まえ、近い将来に発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備えていかなければなりません。南海トラフ地震防災対策推進基本計画も踏まえ、引き続き総合的な防災体制を強化し、多様な主体の参画を得ながら、市民の力を結集して災害に強く、安全で安心なまちを目指すため、以下の4項目を基本目標とします。

第1節 基本目標

- 1 人命の保護を最大限図ること。
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
- 4 迅速に復旧復興すること。

第2節 事前に備えるべき目標

大規模自然災害を想定して、基本目標を具体化した以下の6項目を「事前に備えるべき目標」とします。

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する。
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない。
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

第3節 地域強靱化を進める上での基本的な方針

先に掲げた4つの基本目標と6つの事前に備えるべき目標を達成し、本市の安全・安心を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら強靱化に取り組むこととします。

1 市民等の主体的な参画

市民、事業所等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、県、市、市民、事業所、地域コミュニティ、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できるような取組を促進する。

2 効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心掛ける。

また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、公園や河川敷のような景観への配慮や地域での利用など、平常時にも有効に活用される対策になるよう工夫する。

3 的確な維持管理

高度経済成長期以降に建設された都市基盤施設をはじめ多くの公共施設等が、一斉に更新時期を迎えることもあり、限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化など、施設等の選択と集中を図ることによって中長期的に費用を縮減できるよう、効率的に施策を推進する。

4 広域連携の取組

関西広域連合、兵庫県、周辺市町との広域連携強化を進める。

5 地域特性に応じた施策の推進

国際観光都市としての地域特性を踏まえ、観光客、女性、高齢者、子ども、障害（がい）者、外国人、性的マイノリティ等の多様な人々に十分配慮して施策を講じる。

また、被災した市民や観光客等の目線に立った復旧復興対応が行えるよう、事前に備える。

第3章 宝塚市の特性

第1節 位置

1 位置

本市は、阪神都市圏の中央背後部に位置し、兵庫県中北部方面への玄関口になっています。県庁所在地である神戸市の中心部へ約15km、関西経済圏の中心である大阪市から約15kmの圏内です。

2 緯度、経度

宝塚市役所（東洋町1番1号）の緯度、経度は次のとおりである。

東経	135° 21'
北緯	34° 47'

3 隣接市町

本市の隣接市町は、次のとおりである。

東	川西市
西	神戸市、西宮市
南	西宮市、伊丹市
北	三田市、川辺郡猪名川町

第2節 面積、広がり及び標高

本市の面積、広がり及び標高は、次のとおりです。

面積	広がり		標高	
	東西	南北	最高地点 (小林字西山 19番地)	最低地点 (高司4丁目 80番地)
101.89km ²	12.8km	21.1km	591.0m	18.1m

第3節 地形、地質

本市の地形は、北部の北摂山地や西南部の六甲山地、武庫川左岸の伊丹台地、武庫川右岸の六甲山南東麓台地及びその間の武庫川低地に区分できます。

また、地質は、六甲山地が中生代白亜紀後期に貫入した花崗岩類、北摂山地は古生層（丹波層群）や花崗閃緑岩、六甲山地南東台地が新生代第三紀末から更新世にかけての大阪層群や段丘堆積物から構成され、山麓部や伊丹台地、谷底平野沿いには段丘堆積物や崖錐堆積物が分布し、武庫川沿いの低地の大部分は未固結の扇状地堆積物や沖積層から構成されます。

地形区分	特徴
北摂山地	<ul style="list-style-type: none"> ・市域の北部大半を占める標高300～500m程度の小起伏山地 ・主に中生代白亜紀の流紋岩類で構成される ・市域でも多くのゴルフ場が造成されている ・山地、丘陵地に囲まれている地勢から、土砂災害警戒区域に指定されている地域が散在する ・山地の中央付近には十万辻断層がある
六甲山地	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市との境界付近に部分的に分布する標高450～700m程度の中起伏山地 ・主に中生代白亜紀の花崗岩類で構成される ・特に山地境界付近には土砂災害警戒区域が集中的に指定されている ・有馬－高槻断層帯の一部を構成する六甲断層、清荒神断層等の活断層がある
伊丹台地	<ul style="list-style-type: none"> ・伊丹市北部の境界付近から摂丹山地との境界までの部分に相当する猪名川・武庫川が形成した河成段丘 ・台地の斜面等で土砂災害が発生するリスクが高く、土砂災害警戒区域に指定されている地域がある ・摂丹山地との境界付近に有馬－高槻断層帯がある
六甲山南東麓台地	<ul style="list-style-type: none"> ・六甲山地の南東部に位置する標高50～300m程度の台地 ・主に新生代第三紀末から第四紀更新世にかけての大阪層群で構成される ・武庫山、逆瀬台、青葉台、光ガ丘、千種等の大規模宅地造成地がある ・台地の斜面等で土砂災害が発生するリスクが高い
武庫川低地	<ul style="list-style-type: none"> ・宝塚付近（標高約35m）から下流部にのびる沖積低地で、武庫川左岸の小浜や右岸の高司付近にわずかに広がるのみである ・かつては武庫川の旧河道が明瞭にみられたが、現在それらの大部分は盛土による平坦化地となっている ・河川氾濫等の洪水リスクが高く、武庫川浸水想定区域に指定されている地域がある

第4節 河川

本市の河川は、1級河川、2級河川、準用河川及び普通河川からなり、流域には人口資産が集中していることから、県・市が河川改修事業などの災害対策を進めています。

1級河川	最明寺川 (1,400)
2級河川	武庫川 (5,400)、仁川 (1,900)、小仁川 (1,650)、羽束川 (1,500)、天王寺川 (900)、天神川 (1,200)、勅使川 (1,080)、足洗川 (530)、大堀川 (3,687)、逆瀬川 (2,072)、支多々川 (1,580)、荒神川 (988)、亥の谷川 (620)、一後川 (958)、波豆川 (2,500)、佐曾利川 (3,435)
準用河川	長谷川 (100)、大原野川 (2,530)、炭谷川 (420)

(市域内の長さ：m)

第5節 気象

本市の南部地域の気候は、瀬戸内型気候に属し、年間平均気温は、15℃～17℃と比較的温和です。

年間降水量は、平均約1,450mm、年間の晴天日数は平均216日となっています。

また、風速も年間を通してみると弱く、風向は北北西が最も多くなっています。

北部地域は、内陸性気候で温度差が激しいことが特徴です。

第4章 本市における大規模自然災害被害想定

本市で想定される大規模災害は、地震、水害、風害など各種自然災害等が考えられる。本計画の被害想定については、兵庫県が想定し、宝塚市地域防災計画に記載する「市役所直下を震源とする内陸直下型地震」及び「風水害」とします。

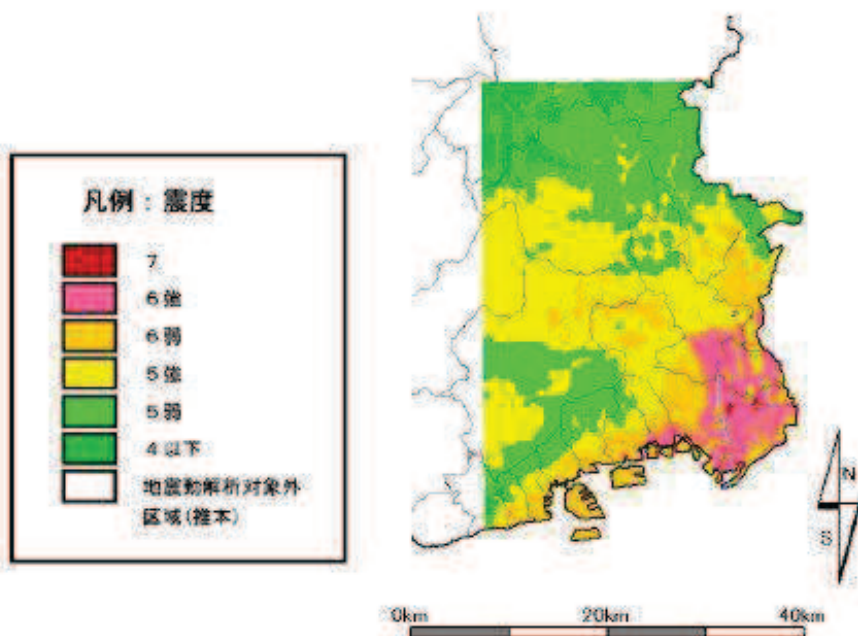
なお、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、国が新たに示す南海トラフ巨大地震に係る極めて広域的な被害想定への対策が必要です。

第1節 市役所直下を震源とする内陸直下型地震被害想定

1 想定地震による被害想定上の前提条件

想定した断層の諸元	断層の名称	想定される伏在断層
	地震のマグニチュード	6.9
	断層の長さ	17.0km
	断層上端の深さ	4.0km
	震源の位置	市役所直下

【図】震度想定図



2 物的被害

揺れ		液状化	火災
全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	焼失棟数
2, 432棟	8, 436棟	136棟	47棟

3 人的被害

建物倒壊（冬早朝5時）			火災(焼死者数)(冬夕方18時)		建物被害(全壊・焼失・半壊)による避難者数
死者数	負傷者数	重傷者数	風速6m/s未満	風速6m/s以上	
152人	1,750人	165人	3人	6人	24,348人

※重傷者は負傷者の内数

4 南海トラフ巨大地震の被害想定（兵庫県全体）

建物の被害

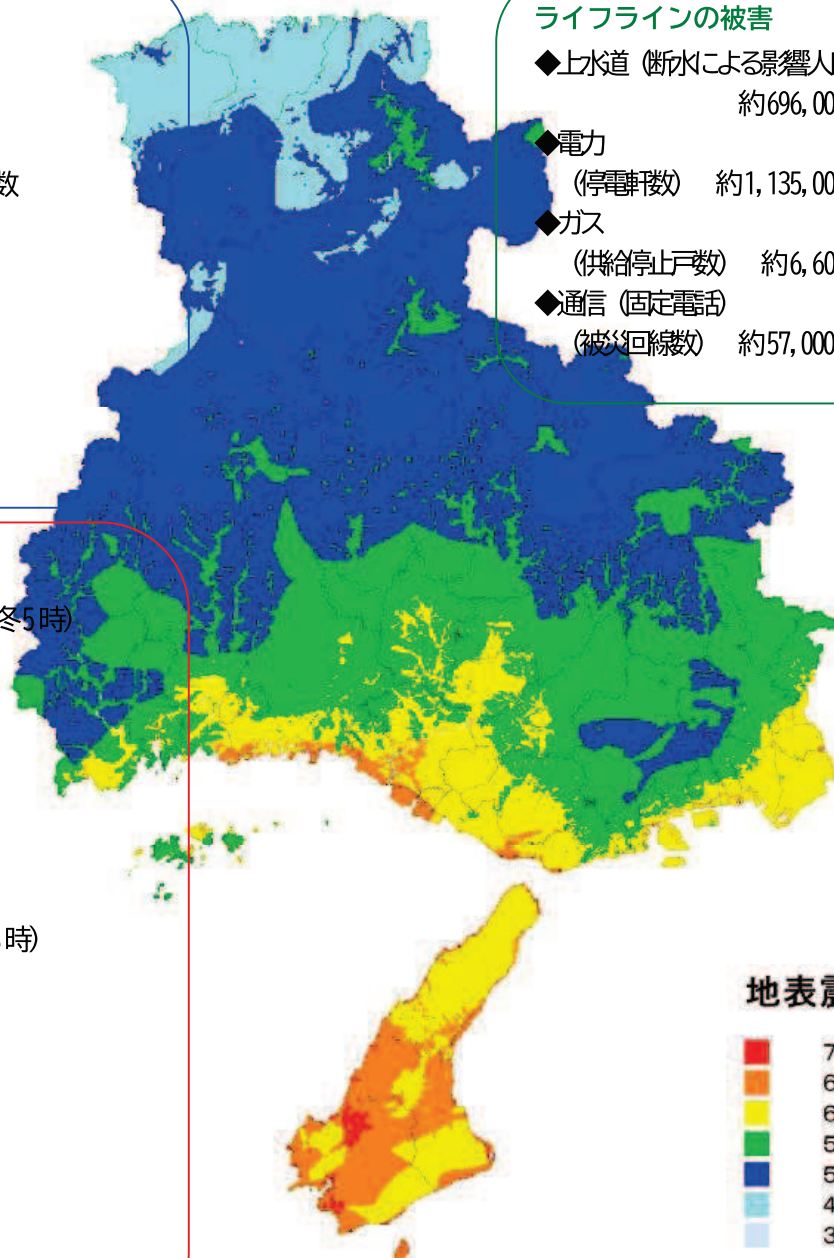
- ◆揺れによる建物倒壊棟数
(全壊) 約 32,000 棟
(半壊) 約 109,000 棟
- ◆がけ崩れによる建物倒壊棟数
(全壊) 約 270 棟
(半壊) 約 640 棟
- ◆火災による焼失棟数
(冬18時) 約 2,200 棟
- ◆津波による建物倒壊棟数
(全壊) 約 3,000 棟
(半壊) 約 32,500 棟

ライフラインの被害

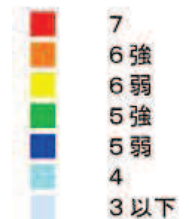
- ◆上水道(断水による影響人口) 約696,000人
- ◆電力(停電軒数) 約1,135,000軒
- ◆ガス(供給停止戸数) 約6,600戸
- ◆通信(固定電話)(被災回線数) 約57,000回線

人の被害

- ◆建物倒壊による死傷者数(冬5時)
(死者) 約1,900人
(負傷者) 約24,400人
(重傷者) 約2,900人
- ◆がけ崩れによる死傷者数
(死者) 約20人
(負傷者) 約30人
(重傷者) 約10人
- ◆火災による焼死者数(冬18時) 約263人
- ◆津波による死傷者数
(死者) 約28,000人
(負傷者) 約14,200人
(重傷者) 約4,800人
- ◆避難者数(夏12時) 約169,000人
- ◆帰宅困難者数 約591,000人



地表震度



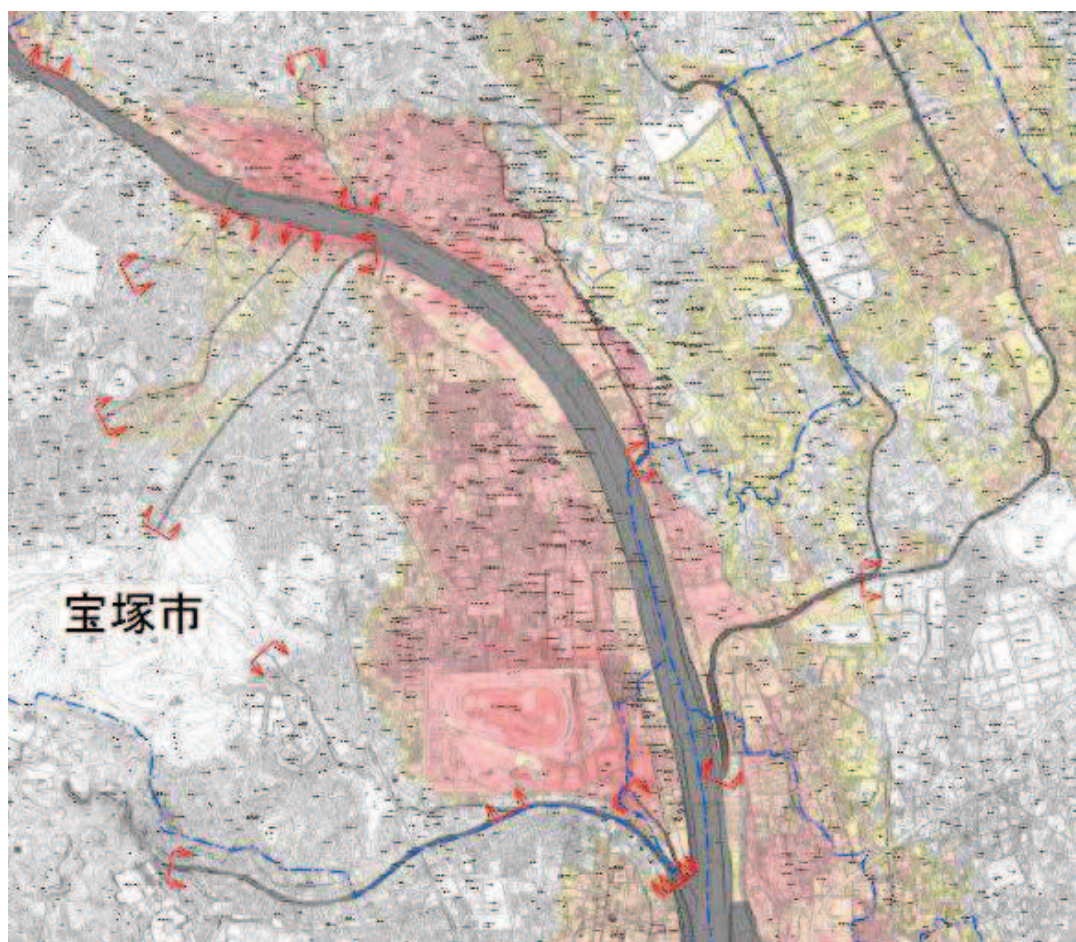
第2節 風水害等

1 浸水害

洪水浸水想定区域とは、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深等を示しています。

水系名	対象河川	雨量条件
武庫川水系	武庫川、仁川、小仁川、天王寺川、天神川、足洗川、勅使川、大堀川、逆瀬川、支多々川、荒神川、亥の谷川、一後川、羽束川、波豆川、佐曾利川	24時間総雨量511mm
淀川水系	最明寺川	9時間総雨量380mm

【武庫川水系】



【淀川水系】



【凡例】



兵庫県「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図」より一部抜粋